令和5年高取町議会第2回定例会会議録

招集年月日	令和 5	令和5年 6月12日(月曜日)								
招集の場所	高取町	高取町議会議場								
開閉会日時及び宣言										
開会	令和 5	年 6	1 2	日 午前		50()分			
閉会	令和 5	年 6	月16日	日 午前	前10 馬	步1 3	3 分			
出席議員(8名)				V 7.	*	III	†t./	H	л.	
		1		番	森	Ш	彰	久	君	
		2		番	西	ЛП	侑	壱	君	
		3		番	谷	本	吉	巳	君	
		4		番	松	本	圭	司	君	
		5		番	野	口	勝	也	君	
		6		番	新	澤	良	文	君	
		7		番	森	下		明	君	
		8		番	新	澤	明	美	君	
欠席議員(0名)										
会議録署名議員										
		5		番	野	口	勝	也	君	
		7		番	森	下		明	君	
		8		番	新	澤	明	美	君	
職務のため出席した者										
	議	会 事	務	局	新	田	靖	幸		
	書			記	辻		真	佑		

説明のため出席した者の職・氏名

町			長		中	Ш	裕	介	君
副	田	Ţ	長		東		扶	美	君
教	Ī	首	長		安	田	光	治	君
総	括	参	事		Щ	本	修	苹	君
総	務	課	長		(欠		席)
総	合 政	策 課	長		岸	本	資	之	君
税	務	課	長		石	尾	宗	将	君
住	民	課	長		吉	田	宗	義	君
福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長					桝	井	貞	男	君
ま	ちづく	くり 課	長		米	田	晴	信	君
事	業	課	長		森	本		修	君
会	計 管	曾 理	者		福	若	佐	智	君
教	育	次	長		前	田	広	子	君
総	務 課	長 補	佐		岡	本	幸	樹	君

議事日程

令和 5年 6月12日 午前10時00分 開議

1		会期の決定						
2		会議録署名議員の指名						
3		町長招集挨拶						
4		報第	1	号	専決処分の報告について(令和5年3月31日専決)			
					(令和4年度高取町一般会計補正予算(第8号))			
5		報第	2	号	専決処分の報告について(令和5年5月1日専決)			
					(令和5年度高取町一般会計補正予算(第1号))			
6		報第	3	号	専決処分の報告について(令和5年3月31日専決)			
					(高取町税条例等の一部改正について)			
7		報第	4	号	専決処分の報告について(令和5年3月31日専決)			
					(高取町国民健康保険税条例の一部改正について)			
8		報第	5	号	繰越明許費繰越計算書の報告について			
9		報第	6	号	高取町土地開発公社の経営状況について			
1	0	議第	1	号	令和5年度高取町一般会計補正予算(第2号)			
1	1	議第	2	号	令和5年度高取町学校給食特別会計補正予算(第1号)			
1	2	議第	3	号	町道路線の廃止について			
1	3	奈良则	県後	期高	「齢者医療広域連合議員の選挙について			
1	4	一般質	質問					

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長(新澤良文君) 皆さんおはようございます。ただ今から、令和5年高取町議会第2回定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本会議に上程となります案件といたしまして、報告案件6件、議決案件4件、並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なるご審議をお願いし、議員各位、並びに理事者、管理職の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、8名中、8名でございますので、本会議は成立いたします。

○議長(新澤良文君) 日程第1 会期の決定について、を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、去る5月19日の議会運営委員会におきまして、本日6月12日から6月16日までの5日間と決定いたしておりますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがいまして、本会期は本日から 6 月16日までの5日間と決定いたしました。
- ○議長(新澤良文君) 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、5番、野口議員、7番、森下議員、8番、新澤議員の3名を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(新澤良文君) それでは、日程第3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長、ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長(中川裕介君) マスクを外させていただきましてお話しさせていただきます。 改めましておはようございます。令和5年第2回定例会開会にあたりまして一言ご 挨拶を申し上げます。本日は第2回定例会を招集させていただきましたところ、議 員各位におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃 から議員活動を通じまして、町の発展、町民の暮らしの向上に向けて多大なるご尽 力いただいていますことを敬意と感謝申し上げます。また、令和3年の新型コロナ ウイルスワクチン接種におきまして、町民の皆さまには多大なるご心配とご迷惑を おかけいたしました。改めて深くお詫び申し上げます。町議会では100条特別委員会を設置され、調査・検証されているところでございます。町は引き続き真摯に対応してまいります。さて、本定例会でご審議いただく案件は、令和5年度一般会計補正予算の専決処分などの報告案件6件。また、令和5年度一般会計補正予算など議決案件3件。全部で9件でございます。各議案につきまして慎重にご審議のうえ、ご議決、ご承認いただきますようにお願い申し上げます。また、6月2日、台風2号に伴う豪雨の際は町民の皆さま、また、議員各位にご心配をおかけいたしました。また、お気遣いいただきまして御礼申し上げます。現在、被災しました主な道路や河川につきましては、応急的な復旧工事は終了させていただいております。今後、本復旧に向けて早期に対応するとともに奈良県に要望してまいります。なお、昨日オミクロン株に対したワクチン接種、通算6回目でございますが、集団の春接種を終わらせていただきました。ご報告させていただきます。議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、第2回定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(新澤良文君) ありがとうございます。ここで暫時休憩をいたしまして、全 員協議会を開催いたします。議員各位におかれましては、集会室へお集まりくださ いますようお願いいたします。暫時休憩いたします。

> 午前10時04分 休憩 午前10時30分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について(令和4年高取町一般会計補正予算(第8号))、から、日程第12 議第3号 町道路線の廃止について、までの提案理由説明をお受けいたします。東副町長、ご登壇願います。

〔副町長 東 扶美君 登壇〕

〇副町長(東扶美君) 本定例会に上程いたします議案の提案理由について、ご説明 を申し上げます。

議案は、報告案件が6件、議決案件が3件の合計9件でございます。なお、別途配付いたしております、第2回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますのでご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日、各委員会におきまして、担当課長からご説明いたします。

最初に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。専決案件は4件でございます。

まず、日程4 報第1号 専決処分の報告について(令和4年度高取町一般会計補正予算(第8号))、です。緊急に補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算(第8号)により、令和5年3月31日付で歳入歳出予算の補正を行ったものでございます。まず、補正予算額として、2億3,000万円を増額補正したものです。歳入の補正はお手元資料の財源内訳に記載のとおりです。補正後の予算総額は43億5,084万5,000円となります。補正予算の内容については、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程5 報第2号 専決処分の報告について(令和5年度高取町一般会計補正予算(第1号))、です。緊急に補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算(第1号)により、令和5年5月1日付で歳入歳出予算の補正を行ったものです。まず、補正予算額として、1,064万円を増額補正したものです。歳入の補正はお手元資料の財源内訳に記載のとおりです。補正後の予算総額は38億6,864万円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程6 報第3号 専決処分の報告について(高取町税条例の一部改正について)、です。令和5年度税制改正に伴う地方税法の一部改正、及び森林環境税、及び森林環境贈与税に関する法律が、令和5年4月1日に施行され、森林環境税の賦課徴収の方法等、森林環境税導入に伴う改正等を行うため、令和5年3月31日付で条例の一部改正を行ったものです。

次に、日程7 報第4号 専決処分の報告について(高取町国民健康保険税条例の一部改正について)、です。令和5年度税制改正に伴う地方税法の一部改正が令和5年4月1日に施行され、一部課税限度額の引上げと軽減判定所得の基準額の見直し等を行うため、令和5年3月31日付で条例の一部改正を行ったものです。専決処分の報告については以上でございます。

次に、日程8 報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について、でございます。 繰越明許費に係る繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項 の規定に基づき、議会に報告するものです。

1、令和4年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先の第1回定例会でご承認をいただきました8事業、繰越額6,409万円でございます。 繰越額の内訳につきましては、お手元資料記載のとおりです。 2、令和4年度高取町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、 先の第1回定例会でご承認をいただきました1事業、繰越額7,000万円でご ざいます。繰越額の内訳につきましては、お手元資料に記載のとおりです。

次に、日程9 報第6号 高取町土地開発公社の経営状況について、です。高取町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度決算、及び令和5年度予算に関する報告を行うものです。

次に、日程10 議第1号 令和5年度高取町一般会計補正予算(第2号)、です。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算(第2号)により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、7,922万5,000円を増額補正するものです。歳入の補正はお手元資料の財源内訳のとおりです。補正後の予算総額は39億4,786万5,000円となります。補正予算の内容については、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程11 議第2号 令和5年度高取町学校給食特別会計補正予算(第1号)、です。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算(第1号)により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、231万8,000円を増額補正するものです。歳入の補正はお手元資料の財源内訳のとおりです。補正後の予算総額は2,608万8,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

最後に、日程12 議第3号 町道路線の廃止について、です。町道路線の廃止について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由説明でございます。ご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

[○]議長(新澤良文君) ありがとうございました。それでは、報第1号、報第2号、 報第5号、議第1号、議第2号については、予算委員会に。報第3号、報第4号、 報第6号、議第3号については、総務経済建設委員会に付託することにいたします。

[○]議長(新澤良文君) 次に、日程第13 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が2名生じたため、町村議会議員から2名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われるものとなった次第でございます。この選挙は広域連合規約第8条の規定により全ての

町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第29条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告、及び当選人への告知は行えません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第29条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。これより投票を行います。議場の出入りを閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長(新澤良文君) ただいまの出席議員は8名です。次に、立会人を指名いたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人には、1番、森川議員。2番、西川議員。3番、谷本議員を指名いたします。これより投票用紙を配布いたします。なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配布してございますので、参考にしていただきたいと思います。

[投票用紙配布]

○議長(新澤良文君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

○議長(新澤良文君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長(新澤良文君) それでは、ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の 氏名を記載のうえ、局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお 願いいたします。

〔投票〕

○議長(新澤良文君) 投票漏れはございませんか。

[「なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) はい。投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。開票を行います。立会人に指名いたしました1番、森川議員。2番、西川議員。3 番、谷本議員の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(新澤良文君) それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数8。有効は7。無効が1。中川靖広君、1。森口孝君が2。坂本博道君が1票。松田哲子君が3票。以上のとおりでございます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖を解く〕

○議長(新澤良文君) ただいまの選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療

- ○議長(新澤良文君) 次に、各委員会、及び明日以降の日程を議会事務局長より報告させます。新田局長。
- ○事務局長(新田靖幸君) 報告いたします。予算委員会は、6月13日、午前10時から。総務経済建設委員会は、6月14日、午前10時から。教育厚生委員会は、6月15日、午前10時から。本会議閉会は、6月16日、午前10時からでございます。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 以上のとおりでございます。各委員会におかれましては、慎重なるご審議をお願いいたします。なお、6月16日の本会議におきまして、各委員長報告をお受けいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第14 一般質問に移る前に、ここで10分程度休憩させていただきまして、11時10分から一般質問を開始させていただきます。休憩。

午前 1 0 時 5 2 分 休憩 午前 1 1 時 0 0 分 再開

○議長(新澤良文君) それでは、再開いたします。

日程第14 一般質問をお受けいたします。一般質問は議会運営上の申し合わせにより進めますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

なお、最初の質問、及び回答は壇上で行い、再質問、回答は質問者席でお願いいたします。また、質問者の持ち時間は30分でございます。終了5分前になりましたら合図をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告書にございました、2番、西川議員の発言を許します。2番、西川議員。

〔2番 西川侑壱君 登壇〕

○2番(西川侑壱君) 2番、西川侑壱です。議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

6月2日に台風2号が梅雨前線を刺激し、高取町でも大雨の被害がありました。 町民の中には、お怪我をされた方もいらっしゃると聞いています。怪我をされた 方の1日も早いご回復を願っております。また、土砂崩れによる孤立化や家屋の 被害等、高取にとって課題が多く出た災害ではないかと思います。高取町として できた部分とできなかった部分を振り返り、災害対策の取り組みをより良いものにできることを期待しております。さて、今回の私の一般質問は、空き家対策計画とまちづくりについてと職員のスキルアップに向けてです。まずは、空き家対策計画とまちづくりについてです。福祉系の子育て世代議員である私は、これまで主に教育委員会や福祉課への質問が多く、逆にまちづくり課や事業課への質問はとんどできていなかったので、今回はチャレンジのつもりで空き家対策について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

空き家は全国的な問題であり、年々増え続けています。総務省が実施している 「住宅・土地統計調査」によると、空き家は平成10年から平成30年の20年 間で182万戸から347万戸へと、およそ2倍に増加し、今後も急速な増加が 見込まれています。空き家の発生原因は居住者の死亡や転居などの環境的要因と、 生まれ育った家への愛着や、将来、親族の誰かが住むのではないかといった心理 的要因によって発生すると言われています。令和5年3月に他市町村の取り組み を学ぶため、空き家対策について研修会に参加させていただきました。増え続け る空き家に対して、京都府舞鶴市では「あなたの不動産が負動産になる前に」、 これは最初の「フドウサン」は不可能の「不」という字で、後ろの「フドウサ ン」については「負ける」という字があてられています。その様な冊子を作り、 市民に配布して、空き家発生の予防に取り組んでおられます。東京都板橋区では 民間と協力することで特定空き家を指定し、積極的に行政代執行を実施されてい ます。また、積極的に取り組んでいる自治体では空き家条例を制定しています。 高取町では「高取町空家等対策計画」を平成31年に策定しており、令和4年に 空き家実態調査を実施しています。その結果を見ると、平成31年には159軒 だった空き家が、令和4年には176軒と約4年間で17軒増加しています。人 口減少・少子高齢化が進む高取町において、今後は加速的に空き家が増加する事 が懸念されます。平成31年に策定された「高取町空家等対策計画」における、 基本方針と具体策を下記の表にまとめます。方針としては、1つ目、空き家等の 発生抑制対策の推進。2つ目、空き家等に対する流通活用の促進。3つ目、管理 不全な空き家等に対する措置の実施。4つ目、推進体制の整備。この4つが上が

っております。具体策として、発生抑制対策の推進については、パンフレットの作成と配布、高齢者世帯に対しての周知・啓発、ホームページへの掲載、郵便局や社協と連携しての空き家見守り体制の検討とされています。流通活用の促進については、空き家バンクの活用、空き家の管理を支援する体制整備、観光地域交流機能等の活用の検討、空き家の利活用に係る補助制度の紹介、及び創設の検討とされています。管理不全の空き家に対する措置の実施については、空き家管理を支援する体制整備、耐震診断の支援とされており、推進体制の整備については、住民、行政、関係団体が共同し実施できる体制整備と記されております。

令和5年度には空き家対策計画の改訂が当初予算として組み込まれています。まずは、これらの具体策の成果を確認し、次の対策計画にどのように反映していくのかが非常に重要と考えます。以上を踏まえて、空き家対策計画とまちづくりについて質問いたします。

1つ目、平成31年に策定された「高取町空家等対策計画」において、どのような成果があったのかお伺いいたします。それぞれ4つの基本方針に対して、実施できた具体策とできなかった具体策をお答えください。また、実施できたものはどのような効果があったのか、実施できなかったものは、なぜ実施できなかったのかをお伺いいたします。あわせて、総合計画に策定されている空き家の予防・活用・除去の推進の項目にある、KPIはどの程度達成されているのかをお伺いいたします。また、今年度、空き家対策計画を策定するにあたり、どのような方針をお持ちなのかお答えいただけますようよろしくお願いいたします。

2つ目、空き家が増えていく最大の原因は人口減少です。富山県や宮城県、滋賀県ではコンパクトシティ化を推進し、人口減少社会におけるまちづくりを行っています。特に富山市では県と連携し、集住施策を進めています。高取町もどのような方針でまちづくりや空き家対策を行っていくのか明確なビジョンが必要です。例えば、地域おこし協力隊を活用しての土佐街道の空き家の利活用や御所市が行っている民間と連携した銭湯プロジェクトのような発想も必要だと考えます。町長の空き家対策に対する、できるだけ明確なビジョンについてお伺いいたします。また、お答えいただいた空き家対策とあわせて、幼稚園の跡地やこれから増える

と見込まれる耕作放棄地の利用をどのように考えているのか。 高取町の未来のま ちづくりについてお答えいただけますよう、よろしくお願いいたします。

次に、職員のスキルアップに向けての質問です。私が今回このテーマを選んだ理 由は、今年の5月1日、私の長女が一時行方不明になる事案があったためです。 まずは、その経緯について話します。5月1日の15時半頃、外出中に妻から 「今日長女が学童へ行くはずだったのに、学校が間違えて帰りのバスに乗せてし まったみたい。お義父さんとお義母さんは田んぼに行って、家にいないみたい。 心配なので早く帰って娘の無事を確認してほしい。」と慌てた様子で電話があり ました。私はすぐに外出先から家に向かいました。状況を把握するため、車の中 から学校に電話をしました。学校からは「学童のミスでそのような事案が起こっ た。学童が対応しているので、詳しくは学童に聞いて下さい。」と回答がありま した。学童に電話すると「学校にバスと連絡を取ってほしいと伝えた。学校から バスに連絡をしてもらい、丹生谷のバス停を通り過ぎて学校に戻り、その後学童 で預かる予定です。」と伝えられました。家に着くと妻からの連絡を受けた両親 がちょうど田んぼから帰ってきました。私は学童からの情報を両親に伝え、3人 で安堵しました。しかし、その直後、長女のランドセルと帽子、水筒が玄関先に 置かれているのを発見しました。家の中や実家を探しましたが、長女の姿はあり ませんでした。長女が行方不明になったという事実に、私達は3人とも混乱しま した。探し回った結果、隣人が長女を保護してくれていたことが分かりました。 長女は無事でした。隣人に話を聞くと、パパもママもおじいちゃんもおばあちゃ んもいないと家の前で泣いていたので、安全を確保するために保護してくださっ たそうです。その後、学校や学童に問題の原因を確認したところ、この事案はヒ ューマンエラーによるものだというのが分かりました。ヒューマンエラーは避け られないこともあり、悪意があるわけではないので、私自身は学童や学校、教育 委員会や福祉課に一切謝罪は求めませんでした。しかし、子どもの命に直結する 問題でもあるため、再発防止策が重要だと考えていました。福祉課と教育委員会 に学校とバスとの連絡手段の導入などの再発防止策を早急に検討するよう電話し ました。問題はここからです。その数時間後、福祉課から電話がありました。職

員からは「教育委員会と検討した結果、学校からバスに連絡することは不可能で す。」と言われ、私は「なぜですか。今はヘッドセットやBluetooth、 無線でも連絡が取れると思います。」と伝えたところ、職員からは「連絡が取れ ないのはバスの運行ルートに関する契約があり、ルートを変えることができない からです。」と返答がありました。私は理解ができず、何度か同じような質問を しましたが、返答は変わりませんでした。そこで私は質問を変えました。「次、 このような事案が起こった時はどうするのですか。」と尋ねると、職員は「学童 の職員が追いかけます。」と回答がありました。その時点で回答に大きな問題が あると感じましたが、私は「丹生谷や寺崎、越智であれば学校を出発して時間が かかるため、すぐに気がつけば追いかけて追いつけるかもしれません。でも、松 山や藤井の児童でこのような事案があり、気づくのが遅れて間に合わなければど うするのですか。職員が到着する頃に不審者に連れ去られていることもあるかも しれませんよ。」と質問しました。この質問に対して「福祉課の責任で探しま す。」と回答されました。私はこの一言に怒りを覚えました。今回は長女が隣人 に保護していただけたおかげで、事なきを得ましたが、もし不審者に連れ去られ て、命を落とすようなことがあったらどうするつもりなのでしょうか。「福祉課 の責任で」と言われても、福祉課長や町長が責任を取って辞任したところで何の 慰めにもなりません。親として想うことは「娘に帰ってきてほしい」その一心で す。ハインリッヒの法則というものがあります。重大アクシデントの背後には3 00のヒヤリハット(インシデント)があり、29件の軽微なアクシデントがあ ると言われています。今回の一件は、一歩間違えれば大惨事につながる重大イン シデントに当たると思います。今の考えのままでは、全国で起こっているような、 バスに子どもを取り残してしまい、子どもが命を落としてしまうなどの重大アク シデントが高取で起こるのは時間の問題だと思います。このような重大アクシデ ントを未然に防ぐためにも、大切な子ども達の命を守るためにも、あえて厳しく 質問させていただきます。

1つ目、「福祉課の責任で」という発言について説明を求めます。謝罪などいらないです。再発防止策については教育厚生委員会において徹底的に議論するつも

りなので、この場での説明は結構です。 1 0 0 条調査特別委員会でも責任という 言葉が飛び交っていますが、福祉課にとって責任とは何かをお伺いいたします。 「福祉課の責任で」なぜこんな無責任なことが言えるのか説明を求めます。あわ せて、町長や教育長はこの職員の対応をどう感じるかお伺いいたします。

2つ目、このような事例、間違えてバスに乗せてしまったというような事例は学 童が始まって以降、何例あったかお伺いいたします。また、このような事例は町 長や教育長まで報告が上がるのか回答をよろしくお願いいたします。

3つ目、調査した範囲でも数例同じようなことが起こっていますが、なぜ、何度 も同じような事案が発生するのか、お答えをよろしくお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問は質問者席より行います。ご回答の ほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(新澤良文君) それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。 米田課長。

[まちづくり課長 米田晴信君 登壇]

○まちづくり課長 (米田晴信君) 失礼します。まちづくり課の米田です。私のほうからは、西川議員の空き家対策計画について回答をいたします。

まず、1番の空家等対策計画における成果については、危険度の高い空き家について、令和3年度に高取町老朽危険空き家解体事業補助金を創設し、令和3年度で4件、令和4年度4件の計8件の危険空き家の解体が完了いたしております。

次に、4つの方針でございますが、1つ目に、空き家等の発生抑制対策の推進といたしまして、老朽危険空き家解体事業補助金の利用促進を促すため、ホームページに掲載をし、あわせて、広報誌に折り込みを行うことで、高齢者をはじめ全町民に周知するよう啓発を行っております。また、固定資産税納税通知書へ同封し、啓発を行っております。そうした啓発によって、先ほど申しました8件の解体が完了し、今年度においては、既に8件の相談を受けている状況であります。2つ目に、空き家等に対する流通・活用の促進につきましては、令和5年度より、空き家の家財処分とリフォーム工事に対する補助金を創設いたしました。これにより、本町への移住促進、空き家の流通活性化に繋がることを期待しております。現在、リフォーム補助については3件、家財処分補助については1件の問い合わ

せを受けております。3つ目に、管理不全な空き家等に対する措置の実施ですが、 ありがたいことに自治会の皆さまからも非常に多くの情報をいただき、危険な空 き家には、所有者に直接通知文を送付するなど、スムーズな運営が現在のところ できております。また、専門的な相談の際には、無料弁護士相談の紹介も行って おります。それから、耐震診断の支援については、事業課において既に実施をさ れております。4つ目に、推進体制の整備についてですが、現在、地元自治会と の連携が良好でありますが、今後さらに情報網を広げ、早期に空き家が確認でき るよう、他団体への働き掛けも含めて、検討を行いたいと思います。また、KP Iの達成度ということですけれども、KPIの進捗状況につきましては、平成3 0年度から令和6年度までの6年間の数値であり、30年度当初は、町が主体と なって空き家バンク事業を運営するスタンスで準備をしておりましたが、空き家 が民間に活発に流れ、町での運営は現実的ではないこと、また、費用がかさむと いうことから、空き家バンクについては、民間にゆだねるということで決定した ため、KPIの数字的には0件となっております。そこで、民間の空き家バンク を調査したところ、令和4年12月末時点で、空き家バンクへの登録件数が6件 あり、令和4年中にマッチングされたものが3件あるということでございます。

それから、今年度の計画の策定につきましては、前回の計画から5年経過した実情に応じて、解体が完了したもの、また、ランクが変更になったもの、さらに新たに追加されるものなど、計画を更新するとともに、危険空き家については、厳しく注意喚起を行い、また、注意喚起に応じない家屋については、特定危険空き家の指定を実行していく考えであります。また、なるべく、特定危険空き家にさせないような啓発にも重点的に取り組みたいと思っております。

次に、2番の空き家対策に対するビジョンにつきましては、危険空き家をなくすとともに、空き家の活用として、今年4月1日から、空き家の家財処分、及びリフォームに対する補助を実施しております。この補助を実施することによって、移住、及び定住の促進、また、定住人口の確保と増加を重点的に考えております。

次に、耕作放棄地の利用につきましては、町内 9 団体、1 4 大字において、多面 的機能支払交付金の補助を国から受けて、耕作放棄地の美観を目的としたコスモ スの植え付けや、日常的な草刈りなど、荒れた状態にしない努力を続けておりま す。農業委員会におきましても、利用状況調査と、町内一円の農地を農業委員により点検を行い、管理できていない農地に対しては、所有者の意向を聞き取りながら、農地中間管理機構による農地のマッチングや、自己保全として、自己管理を行ってもらえるよう指導を行っております。私からは以上でございます。

○議長(新澤良文君) 岸本課長。

[総合政策課長 岸本資之君 登壇]

〇総合政策課長(岸本資之君) 失礼いたします。総合政策課の岸本でございます。 私のほうからは、西川議員のご質問の具体策に示される、郵便局や社協と連携しての空き家見守り体制の検討について、お答えさせていただきます。現在、町と日本郵便との間で、連携に関する包括協定の締結に向けての協議を始めようとしているところです。郵便局の強みである地域のネットワークを最大限活用していただき、継続的な地域の課題解決を目的とし、町と郵便局が一体となり、町の発展と活性化に向けた様々な取り組みを行い、地方創生と地域社会への貢献に役立つ協力体制を構築するため、協定の締結に向けて取り組んでまいります。

次に、ご質問の具体策に示される「観光地域交流機能等の活用の検討」についてお答えいたします。空き家の観光地域交流機能等の活用につきましては、土佐街道沿いの空き家を活用した交流拠点施設ワニナルがございます。ワニナルには、チャレンジショップとコミュニティスペースを整備し、観光交流や地域間交流などに効果を発揮しおります。また、元農協の空き倉庫を活用した、町家カフェのノコノコ。元造り酒屋の空き家を活用した、日本料理のやまと吉永。観光案内所の夢創舘。カフェのすこ。奈良のいちごと点心カフェのハナミヅカ。ゲストハウスUME。フリースペースゆいえなど、既に空き家を活用した施設が開業し、町の賑わい創出に貢献をいただいております。9月末をもってチャレンジショップを卒業するカリー事変さんは、培ったノウハウをもって観覚寺の空き家に新たに店舗を構えていただく予定となっております。今般、町内の創業を促進し、地域の活性化、及び雇用の促進を図ることを目的に、高取町チャレンジショップ修了者創業資金信用保証料補助金及び利子補助金交付要綱を制定いたしました。これからも引き続き、空き家をより活用していただけますよう取り組んでまいります。

最後に、ご質問の「高取町の未来のまちづくり」について、お答えいたします。 本町の将来的ビジョンは、国、県の長期ビジョン、及び総合戦略を勘案し、町の 総合計画と地方版総合戦略を一体化した「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦 略」を平成27年度に策定し、令和2年度に改訂いたしました。総合戦略には、 町の将来像の実現に向けて、大きく4つのまちづくりの基本目標と11の基本方針を明らかにし、計画的、総合的なまちづくりの指針として活用しております。本町の総合戦略は令和7年度までを計画期間としておりますが、総合戦略に基づいて実施している事業、総合戦略策定後新たに実施している事業、今後取り組む事業、それぞれの進捗状況と評価を踏まえ、今後、見直してまいっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(新澤良文君) 桝井課長。

[福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長 桝井貞男君 登壇]

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長(桝井貞男君) 西川議員さんからの2問目の職員のスキルアップに向ましてのご質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の件につきましては、西川議員さんには大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことにたいしまして深くお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

まず、1番目の、福祉課の責任とは何かということにつきましてのご質問でござ います。まず、地方自治体といたしましての本町の役割につきましては、全体の 奉仕者として、町民の方々の生活をお支えするために、住民サービスの維持、向 上に努めることであると考えているところでございます。そのうえで、福祉課に おきましては、町民の方々のために、福祉課が担うべき任務や業務を遂行し、町 民の方々の暮らしをお支えすることが、行政機関としての責務であると考えてい るところでございます。その中で、放課後児童クラブにおきましては、子育てと 仕事の両立に寄与するという側面におきまして、社会的な責任を担っていると考 えているところでございます。放課後児童クラブにおきましては、保護者の方々 から、大切なお子さんをお預かりさせていただいて、日々、運営に当たっている ところでございますので、保護者の方々からの信頼を損ねるようなことは、あっ てはならないことであると考えているところでございます。運営に当たりまして は、保護者の方々から信頼していただき、安心してお子さんを預けていただける ような施設であり続けるために、本事業の社会的責任や公共性を十分自覚して職 務に当たり、また、児童や保護者の方々への対応にあたりましては、細心の注意 を払いながら、児童や保護者の方々からの信頼を損ねるようなことのないよう、 常に真摯に対応することを心掛けて職責を果たしていくよう、職員に対して指導 してまいりたいと思います。

次に、2番目の、このような事例は何例あったのかというご質問でございます。 今回の事例につきましては、本来、放課後児童クラブにおいてお預かりすべきと ころを、指導員のミスによりまして、帰りのスクールバスに乗車されることになった事案でございます。今回と同じ原因で帰りのスクールバスに乗車された事例 は、ございませんでした。ただし、別のケースでございますが、保護者から事前 に欠席の報告があったため、帰りのスクールバスに乗車して帰宅したところ、自 宅に鍵がかかっていて留守にされていた事例が1件と、保護者から事前に欠席の 報告があったため、帰りのスクールバスに乗車されましたが、停留所にいつも迎 えに来られる親族の姿が見えなかったため、自宅は留守と児童が判断して、その ままスクールバスで学校に戻り、放課後児童クラブを利用した事例が1件ござい ました。この2件につきましては、当初、指導員から福祉課への報告がありませ んでしたので、今後は、通常と異なったことが発生した場合は、その都度、福祉 課に報告するよう、指導員に指示をしたところでございます。

次に、3番目の、なぜ、同じような事案が発生するのかというご質問でございま す。今回と同じ原因による事案は発生しておりませんが、今回の事案につきまし ては、事前に保護者の方からいただいた月ごとの予定表を基に作成した月ごとの 日にちを入れた出席者一覧表から、毎日学校へお渡しする日にちごとの出欠者の リストに転記した際に記入を誤ったことが、直接の原因でございます。これまで は、当日に出欠者のリストに転記し、学校へお渡ししておりましたが、現在にお きましては、まず、前日にリストを作成し、事前に保護者の方からいただいた月 ごとの予定表、出席者一覧表、学校へお渡しするリストの3つの書類を突合し、 点検いたします。当日は、別の職員が、それらの3つの書類を突合して確認し、 さらに、3人目の職員が、その3つの書類の点検と確認を行い、ダブルチェック、 トリプルチェックを行っているところでございます。それに加えまして、現在に おきましては、下校時におきまして、指導員が学校の集合場所へ、放課後児童ク ラブへ入室する児童を迎えにまいります。そこで、学校へお渡しいたしましたリ ストの控えを参照いたしまして、その場で、児童の出欠を確認させていただきま す。そのうえで、指導員が児童を引率いたしまして、児童とともに放課後児童ク ラブに入室するという対応を行っているところでございまして、下校時から入室 までの間におきましての出欠のチェックと、出席する児童の確実な入室の徹底を 図っているところでございます。私からは、以上でございます。

○議長(新澤良文君) 中川町長。

[町長 中川裕介君 登壇]

〇町長(中川裕介君) 西川議員からのご質問です。まず、1つ目の、空き家の関係 です。先ほど、米田課長なり岸本課長がご答弁させていただいたとおりでござい ますけれど、まず、危険な空き家、これを極力発生させないように、解体空き家 に対する補助金を出させていただきました。先ほど、ああいう形での、ありがた いご協力いただいて、少しでもこれで減っていったらなということで思っており ます。それと、もう1つは、やっぱり住民の皆さんにこういうふうな制度があり ますよということで、周知をさせていただいて、今年ちょうど3年目ぐらいにな ると思うんですけども、また確実に、着実に、そういった空き家を撤去していき たいということでございます。それと、もう1つは、空き家の活用でございます。 空き家の活用につきまして、先ほど、具体的な事例を岸本課長のほうからお話ご ざいまして、民間のほうで積極的にやっていただいているということ。これもう ありがたい話でございます。それと、もう1つ、チャレンジショップ。また、ワ ニナル。あれも元々空き家でございましてですね、結局解体された、建て替えた みたいなんですけども、あちらのチャレンジショップ、今回、カレー事変さんお られて、また、観覚寺のほうで空き店舗、空き家を活用されて、そういう形で高 取町に定住していただくと。そういう意味で、今年の当初予算の時にもご説明さ せていただいたとおり、何らかの形で賑わいづくり、非常にありがたいことでご ざいますんで、補助金をということで皆さんご賛同いただきました。そういう形 で空き家の、まず、危険空き家を失くす。それと、もう1つは、危険空き家にな るようなところについて、所有者の方に周知をいただく。また、地元の自治会の ほうにもご協力をいただいて、一緒にいろいろ情報提供いただいて、町のほうが 一生懸命動くということです。それと、もう1つは、活用できる空き家、それに 対しての支援でございます。これにつきましても、しっかり関係者の皆さんにP Rさせてもらう。それと、空き家がなかなか提供されないというか、希望される 方多いみたいなんですけども、なかなか出てこないということで、これにつきま して、自治会とまた一緒にこういう補助金もありますんで、PRしていったらと 思っております。空き家に対する考え方は、これどこのとこでも同じことやって ると思うんですけども、そういう形で潰す。または、活用すると。両方の支援を させていただく仕組みができましたんで、こういう形で状況も見ながら、実績を 見ながら、当面進めさせていただけたらなというふうに思っております。ご理解 いただきますように、また、よろしくお願いいたします。

それと、放課後児童クラブの件です。今、桝井課長こういう形で詳細についてご 答弁させていただきました。まず、私のほうから先ほど西川議員のご質問で、本 当にご迷惑、また、ご不安をかけましてお詫び申し上げます。もう本当に申し訳 ございませんでした。立場変われば誰でも親。自分の子が一番ということでござ いますんで、そういう状況になったということで、本当に申し訳ないというふう に思っております。今、桝井課長が答弁させていただいたとおり、ダブルチェッ ク、トリプルチェックというのは、当然必要になってまいって、それで、それさ えなければ、ちゃんとクリアにチェックしておればですね、そういう形でこうい うこと起こらなかったと。これ本当に非常に教訓になると思います。何もなくて、 お嬢さん何もなくてよかったなという形で思っております。これは本当に謝って も、ごめんなさいとしか言いようがないんですけども、今になっては何もなかっ て本当に良かったなという形で思っております。今後、こういう形で二度と起こ らないように、しっかり放課後児童クラブ。また、それと、教育委員会のほうに もこの件でちょっと一緒に相談をさせていただいて、バスの運転手さんのほうに も電話で連絡を取れるような体制も考えてくれました。また、後から教育長、ち ょっとそこら辺お話していただいたらいいと思うんですけども、そういう形で、 今回、これを教訓として二度と起こらないようにしっかり気を引き締めて対応し てまいります。以上でございます。どうぞよろしくお願いしておきます。

○議長(新澤良文君) 安田教育長

「教育長 安田光治君 登壇〕

○教育長(安田光治君) 失礼します。今、西川議員のほうから質問ありまして、本当に真摯にこういうことを受け止めながら対応を、これからもそういうことが起こらないように、対応も取り組みも考えていきたいなと思っております。まずは、本当に娘さんは大変不安な、また、怖いめにさせたことを本当にお詫び申し上げます、まず、ヒューマンエラーということで、その辺のチェック機能というかな。その辺をしっかりと、これからも桝井課長が言いましたように、しっかりしていきたいなと思っております。いろいろ、先ほど、課長のほうから申し上げましたけれども、学校としましては、帰りのバスの下校の人数把握ですね。その辺もきっちりやりながら、その辺の増減があれば誰かなっていうところで、ひょっとしたらそこで見つかるかも分かりませんので、学童に行く子が帰ってしまったりとか、休む子が、また、行くべき子が帰ってしまったりとか、行かなければいいのに学童行ってしまったりとか。その辺の人数の増減で、また、バスの人数で分か

るかなと思っております。その辺の二重のチェックをしていきたいなと思っております。まず、バスとの連絡につきましては、学校から、学童から、また、教育委員会、福祉課から連絡取れるような体制を作りました。バス運転手さんには安全を確保しながら、連絡が入れば、その時点で電話をして、とってもらうとか、確認してもらうとか、そういうことにさせていただきましたので、今後は早急に対応していけるかなと思っております。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) それでは、再質問をお受けいたします。これ、そやけど、1 番目の、福祉課のお詫びのところあったけど、福祉課の責任でというのはどうい う責任ですかということっていうのは、具体的に説明されてませんよね。これは いいですかね。西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 福祉課の責任とは何かっていうところについては、ご説明いただいたと思うんですが、なぜ、このような無責任なことが言えるのかっていうところの分析については、お答えいただいてないようには思うんですけども、いかがですか。
- ○議長(新澤良文君) 桝井課長。
- ○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長(桝井貞男君) なぜ、このような無責任なことがということでございますけれども、責任という言葉につきましては、決して安易に責任を取るという意味で申し上げたものではないとは思いますけれども、今回ですね、指導員のミスということで、責任の所在が福祉課にあるという意味で申し上げたことかと思いますけれども、ただ、そういったことに言及する前に、まずは、問題の解決が最優先であるという意識を持って、責任感、使命感を持って、事案に対応するように、職員に対して今後も指導するとともに、私自身も本当に肝に銘じてまいりたいと思います。申し訳ございません。
- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 今、問題を解決するのが先っていうのが、福祉課の責任っていうことで答弁いただいてるんですけど、その問題を解決するような回答も正直できてなかったんですね。この職員についてはですけども。課長にどれだけ報告あったのかとか、教育委員会とどれだけ話ししたのかっていうのは、分からないんですけども。この問題を解決できなくて、連絡取れないんですって言ってたのに、今はやっぱり連絡取れるって、これちょっといろいろ矛盾してると思ってて、子どもの命を守っていくうえで、もうその2時間ぐらいの話し合いで、できないですって保護者に返答していいもんなんですかね。これが僕、無責任だっていう

ふうに言ってるんですけども、いかがですか。

- ○議長(新澤良文君) 桝井福祉課長
- ○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長(桝井貞男君) バスの運転手に 連絡を取れる体制を作るべきではないかというご指摘をいただきました。その後、教育委員会とも協議を重ねましたけれども、バス会社とも調整させていただきまして、今はそういう体制を取らせていただくことになりました。その場では、まだできる状況ではなかったですけれども、もうやはり、子どもさんの安全・安心を最優先するためにですね、もっと迅速に対応すべきであったというふうに思いますので、今後につきましては、もっと的確に対応できますように、迅速に対応できますように、対応に努めたいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) ちょっと福祉課に関して、後からもう一度、ちょっといろいろ再質問させていただければと思うんですけど。まず、空き家対策計画のほうから再質問していきたいなというふうには思います。今、米田課長のほうからの回答の中に、パンフレットの作成とか配布。例えば、その舞鶴市がやっているような空き家が「不動産が負動産になる前に」って言うようなパンフレットとかを作って、住民さんに周知していく。もっと詳しくお伝えしていくようなことが、僕はすごく必要じゃないかなというふうに思っているんですけど。というのも、高齢世帯、高齢の夫婦世帯で、お二人ともお亡くなりになられてしまって、空き家になってしまう前に、ちゃんと息子さんであったりだとか親族の方に、そういうのを引き継げるような体制を作っていくっていうのは、空き家を管理するうえで非常に大切だと思うんですが、その辺りまちづくり課として今後取り組んでいくようなことはありますか。
- ○議長(新澤良文君) 米田課長。
- ○まちづくり課長 (米田晴信君) 失礼します。その辺についてはですね、また今後、 調査もしながら十分検討してまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 空き家対策、今の質問いろいろお伝えして、回答を総括させていただいてなんですけど、高取町の空き家対策ビジョンとしては、危険空き家を少なくしていくっていうのと、あと、空き家の利活用を継続していくほうをできるだけ重点的に考えていく。この2つが次の対策計画の方針っていうことで理解して大丈夫ですか。

- ○議長(新澤良文君) 米田課長。
- ○まちづくり課長(米田晴信君) はい。そういうことでございます。それと、今回 の計画を策定するタイミングでですね、広報誌の折込みができるようなチラシの 作成を考えております。内容につきましては、特定空き家に対する措置内容として、指導から勧告、命令、代執行までの流れと、行政が代執行した場合、請求される金額が自己で解体するよりも高額になる。自己負担が大きくなるため、ご自身で解体することを勧める内容を、今、検討しております。その中で、現在行っている危険空き家の解体補助金を盛り込んで、早期解体へ誘導していきたいと、今、考えております。以上です。
- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) ありがとうございます。舞鶴市のほうのある議員さん、研修 一緒に参加した議員さんなんですけども、お話しされてたのが、その冊子につい ても脅しみたいなものやっていうふうに表現されてたんですけど、実際、税金が 上がったりだとか解体費用がかかったりとかする中、危険空き家っていうのは、 先ほど答弁あったとおり、各地で出てきてて、子どもたちが通るような道でも瓦 が落ちてきてるっていうような報告であったりだとか。近くで遊んでいる子ども がいてるっていうような報告も僕のところに入ってきている次第です。そういう ものを、この平成31年に空き家対策計画を策定してからこの4年間で、特定空 き家っていうのは一度もまだ指定されてない。正直なところ代執行まで行かなけ ればいけないような道筋ができてしまうっていうところであったりだとか。あと、 特定空き家に指定することで固定資産税が上がってしまうとか。いろんな要因が あると思うんですけど、住民さんの安全っていうところをしっかり考えた対応を、 まずは、取っていかなければいけない。これは現状の問題だと私は考えています。 次の空き家対策ビジョンにおいては、やはり、そうやって発生しないような予防 策であったりだとか、現状残っているものをいかに解体していくかっていうとこ ろをしっかり力入れてやっていただきたいなというふうに思っています。

あわせてですが、まちづくりビジョンのほうで再質問をさせていただきたいんですが、町長のほうからお答えいただいた内容で、空き家に対する考え方は、潰して、もしくは、使える空き家は使っていくっていうことでご回答があったと思うんですが、使っていくっていうところに対する具体策に関して、何かアイデアがあったりだとか、検討されていることっていうのありますか。例えば、御所市の、先ほどお話しさせていただいたような銭湯プロジェクトであったり、御所市であ

れば他にも、分散型ホテルであったりだとか、そういうような案を出して取り組んでおられますけども、例えば、愛媛県大洲市とかでも同じような取り組みをされたり、田原本町でも同じような取り組みがされてると思うんですけども、高取町としては、そういう空き家であったりだとか、幼稚園の跡地、どのように利用しながら観光施策にするのか、ちょっとね、定住するのか、ちょっと分からないですけども、その辺りを町長としてどういうふうに考えているのかっていうのを教えていただきたいと思います。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 西川議員さんからご質問を受けました空き家に関係すること です。先例いろいろ、素晴らしいのいろいろあると思います。そういった今年か らですけども、やっとその空き家を活用するような、解体だけじゃなくてですね、 活用できるような形でリフォームの補助金とか、家財の補助金を制定させていた だきました。まず、私としては、まず、それを少しでも早く設定したかったと。 それと、職員はいろんな先例をだいぶ聞いてきてくれました。良いお話もあれば、 だいたい外に出てるのは、だいたい良いお話が多くて、そのうちほとんど出てこ ないのはうまくいかなかったっていうのは、出てこないっていう。職員に言って たのは、なぜうまくいかなかったかということ、まず、それ聞いてきてくれと。 良いお話は、また、それはいいからっていうことで、ああいう形でいろいろだい ぶ検討してくれました。空き家の活用に向けた補助をさせてもらうと、それとあ わせて、やっぱり、高取町せっかくあのチャレンジショップを作ってもうてます。 それが、やっぱりうまく活用して、たまたま、カレー事変さんうまくご商売ご隆 盛で、また、あわせて、町内で起業しようということで、もう本当にうれしい話 でございます。また、今年度秋から次の新しいチャレンジショップのほうを募集 すると、そういう形でございます。まず、私、そういう形でチャレンジショップ をできるだけ活用してですね、また、そこで起業される方、町内で起業される方 を着実に進めていけたらと思ってます。それは、例えば、先例のいろいろ華やか な仕組み、うまくいってるところとか色々聞いてまいります。また、あわせて、 今後、いろいろ県内、また、県外でもですね、高取の身の丈におうたやつをです ね、まず、そういうようなところに力を入れておられるところの実態を聞いてで すね、対応していきたいと。具体的には、今は今の状態を着実に進めるのと、チ ャレンジショップを利用して、町内で少しでも賑わいづくり、お店ができて、町 内に来られる方を増やしていきたいなというふうに思っております。以上でござ

います。

- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 空き家を利用して、土佐街道沿いになるのか、町全体なのかちょっと分からないところですけども、賑わいづくりを進めていきたいっていうような回答だったかなと。あとは、起業支援っていうところが、高取町の方針なのかなっていうところは分かりました。ただ、高取町として、やはり、こういう方針でしっかりコンセプトを持ってまちづくりをしていくっていうようなコンセプトは非常に大切だと思うんですけども、例えば、観光においても高取城を推していくのか、それとも飛鳥時代、日本始まりの地っていうようなブランドがあるっていうことも聞いたことは、もちろん飛鳥地域として聞いたことあるっていうことは聞いたことがあるんですけども、その辺りを高取町として、どのようにアピールして、どのようにブランディングしていくかっていうのは、高取町の方針として非常に大切だと思うんですが、その辺りについて何かお考えがあれば教えていただきたいです。
- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ただいまの観光とか、賑わいづくりということでございます。 ○町長(中川裕介君) 私はビジョンとかいうのを作っていくよりも、まず、実行すべきやと。まず、私 は思ってます。今の、先ほど、まち・ひと・しごと総合戦略がありましたけど、 私の就任する前にちょうど改定をされてて、中身を見させて、就任させていただ いてから中身見ました。当初予算の時もお話、所信表明でお話ししましたけども、 そこに書いてある事業と、そこに書いてない事業、もうどんどん皆さんのご協力 もいただいて、予算も上げていただきましてですね、積極的に推進させていただ いているところでございます。ビジョンは主な、何て言いますか、そういうふう な目標というのは設定して、計画作ってそのとおりっていうのと、やっぱり世の 中どんどん変わってまいりますんで、それに臨機応変に対応していかないとダメ やと思ってます。特に、観光関係というのは、今年の当初予算で、ぐるっと高取 構想ということで、若手の職員の皆さんが今も2、3週間に1度集まって、いろ いろ多方面に渡って議論していただいていると。その中で、できるやつを着実に していきたいというふうに思ってます。どっちにしても目的は、高取町内に少し でも人が来ていただきたいなということでございます。それとこれはもう私の個 人的な発想なんですけども、極端な話、明日香村と同じことをやっていったら差 別化が測れないですよね。企業が生き残るのと一緒で、違うことやっぱやってい

かなあかん。そうなると、高取町には、1つは高取城という、また、壺阪寺とい う、そういう、高取町は奈良県内でも、特に中世から近世につきまして、歴史的 資産っていうのは、あんまりないんですよね。だから、1つは郡山城さん。かな りもう建物なんてほとんど残ってませんけども、高取城っていうのは、奈良県の 中でも非常に売り物になるところだと私は思ってます。当然、古墳もございます。 古墳もございますけども、どうしても、やっぱり明日香村さんには、やっぱりな かなか、はっきり言ったら見劣りするって言いますか、同じ古墳は、石積みはあ るんですけど、そこに絵書いてあるか、絵書いてないかによって変わってしまっ たという、ちょっと残念な現状ですけども、そういうことになってます。だから、 高取町として差別化を図って、高取城、それとあわせて、やっぱり、町内いろん なそういう形で、古墳も、立派な古墳も、いっぱいございます。それを文化財保 護法の範囲内で活用して、そちらのほうにも来ていただきたいというふうな形で す。これはもう私の個人的な思いですけども、やっぱり、高取城跡っていうのは、 やっぱり、奈良県内でも売り物になると。奈良県って言いますのは、どっちにし ても、古代と言いますか、大化の改新以前、例えば、聖徳太子の時代からずっと 始まってですね、700年代の平城京までと、そこから以降は平安京移っちゃっ たんですよね。平安京に移った後の平城京っていうのは、多分、840、850 年代やと思うんですけども、田んぼに戻っちゃってるとか、野原に戻っちゃって るっていうのが現状やったと思います。残ってたのお寺と東大寺さんと興福寺さ んが主やったと思うんですけどね、そういう形で残ってたということでございま す。そちらのほうで高取はちょっと残念ながら、壷阪寺さんも一流でございます けども、そこまでないと。ただ、奈良県全体としては、高取城跡というのは、非 常に観光、奈良県の中でも観光スポットやと思って、私は自負しております。そ れをいかに、今、県が高取城跡を保存活用するということで、やっと動き出して くれまして、今、石垣の調査をしていただいてます。そういう意味で、あと登山 道とか巨木を、今、伐採とか枝打ちをしてくれてます。それはもう林野庁のほう でやっていただいてるんですけど、そういう形に一つ、観光で言えば、そういう ところがやっぱり押していきたいなと。それと、あわせて、私、その墓山古墳っ ていうのは、初めて見させてもらって、きれいに整備させていただいて、「わぁ、 すごいな」と思って、あんだけこう綺麗に残ってるのは、ちょっと私としては、 もうあんまりないのかなというふうになってます。また、自由に入れるというと ころが、また、これがいいのかなと思います。それとカンジョ古墳もちょうど道

沿いに、今、ちょうど整備途中で、ちょっと雨でせっかく整備したところが崩れ ちゃって、残念なんですけど、文化財の関係で復旧作業させてもらおうと思って ますんで、そういう形で、お城もあって、そういうふうな、中すぐ見に行ける古 墳があると。そこがね、やっぱり私は同じ古墳でも、やっぱり中、今、柵してあ りますけども、中入れるような形で、カンジョなんかでも入れる、保安上の問題 で閉めてあるだけなんで、なんぼでも入れますし、そういう形で、やっぱり、身 をもってあの石室の中上向いてですね、見れたらですね、だいぶ違うと思うんで すね。やっぱり、そういうふうな同じものであっても差別化を図って、せっかく 来られた方が楽しんでいただけるような体制を考えていきたいと。それと、ビジ ョン作るのも必要やと思いますよ。当然、必要やと思うんです。それよりもやっ ぱり、いろんなこと試していって、それと、やっぱり、世の中の動きが激しいで すよね。ものすごく早急に、急速になってます。特に、発信の仕方自体が、例え ば、Facebook、Twitterになってますけど、今もう、最近もうイ ンスタグラムばっかりですよね。その写真をまず投稿してというそういう考え方 になってます。これも2、3年経ったら、もうそのインスタグラムがまた発展し て違う形になってるか分かりません。だから、そういう意味で、そういうふうな 新しいこと、将来に向かってのビジョン、考え方、どういう施策を出すのかは、 やっぱり、若い人の意見を積極的に活用していきたいと思ってます。また、いろ いろご意見いただいたらと思いますんで、何卒どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 西川議員あと8分。西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) ご回答ありがとうございました。町長の個人的な発想すごく良いと思いました。あわせてですね、高浜町、福井県の高浜町では、例えばですけど、高取の強みである漢方×デトックスとか、美とかっていうので、すごくそれこそインスタ映えするようなものを打ち出して、それこそ、若い女性をターゲットに癒しを求めて田舎に来てもらうとかっていう発想をされたりもするので、そのあたりもご検討に入れていただければなというふうに思います。

あと8分の時間を利用させていただいて、2つ目の質問のほうに入らせていただこうと思います。先ほどですね、バスに連絡を取る手段、体制整備をして、バス会社とも調整は取れていると。その場ではできる対応じゃなかった。迅速に対応するべきであったっていうことをご回答いただいたんですけど、ここの部分ですよね。その福祉課の責任でそういうことをしていかなければいけないっていうふ

うに感じるんであれば、何でこんなことをこの職員答えてしまったのか。連絡取れないんですとか。福祉課の責任でなんとかします。ちょっと検討すればできるんであれば、早急に検討させていただいて、後でまたご報告、後日ご報告させていただきます。例えば、1週間以内には必ずご報告しますとかっていう方法も取れたと思うんですけど、その場で、しかも、2時間時間があって、教育委員会と話しして、電話がかかってきたら、「連絡は取れません」「じゃあ、次起こったらどうするんですか」「後ろから追いかけます」これではね、保護者の信用っていうのは失墜すると思います。それに対して、なぜこんなことを言ってしまうのか。職員がこういうことを言ってしまうっていうところに対しての分析をお答えいただきますようよろしくお願いします。

- ○議長(新澤良文君) 桝井課長。
- ○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長(桝井貞男君) ただいまのご質問でございます。職員にすれば早く回答を差し上げなければならないという焦りもあって、そういった対応になってしまったのかというふうにも考えますけども、ただ、ご指摘のように、少し時間はかかっても、何と言いますか、新しい策を考えるというのも1つの方法でございます。そういったことも念頭に置きながら、今回につきましては、まず、一旦回答はしてしまったわけでございますけれども、今回のようにですね、教育委員会、バス会社とも調整させていただいた結果、バスの運転手に連絡するということが可能になりましたので、やはり、多少時間がかかっても打開策が見出せるものにつきましては、誠にお恐れ入りますが、ちょっとお時間いただきたいと思いますということも一言を申し上げながら、検討できるものにつきましては、検討するという方法もございますので、そういったことも念頭におきながら、十分対応できますように努めてまいりたいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 思ったような回答が出てこないので、もうはっきり言わしてもらいます。この職員の危機管理の能力不足だと僕は思っています。この能力がないが故にこの無責任な発言っていうのが出てきてしまって、子どもの命を危険にさらしてしまうっていうようなことが起こっていると思います。独自の調査なんですけども、先ほど起こった一例、実は4月20日に起こってますよね。今年の。令和5年4月20日に間違え、間違えてというか、これはちょっと保護者の責任というか、保護者と学童の連絡ミスみたいなところがあったかもしれないんですけども、1年生、今年度に1年生になった女の子を間違えてバスに乗せてし

まって、家に帰らせてしまって、先ほどの鍵が閉まっている事案っていうのが発生してしまってるんですね。これからわずか10日なんですよ。うちの娘がこの一件に巻き込まれているの。なんでこの10日間で2度も同じようなこの重大インシデントを起こしてしまうんですか。

- ○議長(新澤良文君) 桝井福祉課長。
- ○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長(桝井貞男君) 危機管理とということにつきましては、当然、念頭に置きながら、子どもさんの安全・安心のために対応すべきものでございます。指導員に対しましては、今後二度とこのようなことが起こらないように、留意するように、もう大変厳しく私からも申し上げているところでございますので、先ほど、再発防止策につきましては、回答させていただきましたけれども、今一度、危機管理ということにつきまして、厳しく指導員に対しても、先日も指摘させていただきましたけれども、今後も引き続き、子どもさんの安全・安心、命を守るためにですね、十分に対応して、危機管理意識というものを常に持ち続けるように、引き続き指導してまいりたいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 危機管理の意識っていうのは、厳しく言えばつくもんなんで すか。
- ○議長(新澤良文君) 桝井課長。
- ○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長(桝井貞男君) 危機管理の意識、厳しく言えばつくかどうかということでございますけれども、まずは、やはり、継続して危機管理意識というものを持ち続けることが大事でございます。今回の事案が起こりましたけれども、喉元過ぎれば云々という言葉がございます。やはり、継続して危機意識を持つというのは大事でございます。厳しく言えば危機管理を持てるのかということでございますけれども、ただ、やはり、そういった意識を継続して持ち続けることが大事であるという意味で申し上げたものでございます。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 副町長の東でございます。インシデントが発生した時の対応 に問題があったということが大きな原因であると思います。そのため、私のほう は個人情報等の流出があった場合のインシデント事案が発生した場合の対応等、 職員の方に研修も行い、そして、報告用紙とかの体制も取っております。今回の 案件は、個人情報という観点ではございませんでしたが、人の命に関わる重大な

インシデント事案と捉えるべきことでございますので、今後、そういう面でのインシデント事案が発生した時の対応、まず一報を管理職まで上げて、すぐどういった体制が取れるのかを確認していくということをやっていかないといけないかなと思いますので、研修も含めて、そういった体制づくり、今後、しっかり考えさせていただいて、また、議会のほうにも報告させていただきたいと思っております。

- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 今、大切な用語が出ました。研修受ける。危機管理に関して も、しっかりと勉強するということ僕は非常に大切かなと。その答えが福祉課か ら僕は実は欲しかったと思っています。福祉課のほうで、今も再発防止策として、 電話で連絡できるようにっていうふうに教育委員会と話してくださったっていう ふうに回答があったんですけど、これだけでは僕、正直足りないと思っていて、 再発防止策に関しては、教育厚生委員会で徹底的に討論させていただきたいと思 っています。議論させていただきたいと思っていますので、ここでは控えさせて もらいます。その研修を受けてスキルを上げていくっていうことに対してなんで すけども、この5月に僕がよく行くJIAMの研修で、若手リーダー育成研修っ ていうものが出てたんです。それに関して、町の職員何人かに、こんなもの出て るよっていうことでお伝えさせていただいて、受けたらどうだということも何人 か伝えて回らせていただきました。その結果、3泊4日っていう期間もあって、 なかなか受けてもらうことはできなかったんですけども、中でちょっと僕が気に なったのは、課長が出てきて、「これ3泊4日の研修か」と、この子がっていう 言い方したんですけど、「この子が4日間職務を空けてしまうってなると、うち の課が回らなくなってしまうから行かさないであげてほしい」みたいなことを言 われた課長さんがおられます。僕ちょっとここに関して気になってて、本当にそ の若手の職員が、今後成長していくために必要な研修であるというふうに僕は思 ってたんですけど、それを、背中を押してあげれるような課長さんていてないの かなと。分からないですよ。その方は、そういうふうに言われてたっていうだけ で、背中を押してあげて、「君がいてない4日間、自分がちゃんとフォローする から」「君のためやから行っておいで」って言えるような課長さんがいてないも のなのかなというふうに思ってます。あわせて、若手職員の方の研修の意欲の低 さっていうのも、やはり、痛感は正直なところしているところです。これ例えば ですけど、僕、フットサルとかサッカーよくするんですけど、サッカーのほうで

は高田の職員さん、よく一緒にサッカーします。フットサルでは桜井の職員さんとするんですけど、桜井の職員も高田の若手職員も、これこんな研修あんねんって伝えさせてもらったら、是非とも行かしてもらえるように上司と相談しますって言ってくれてるんです。そのあたりで、やはり、他市町村と高取町っていうのは差が出てきてしまっているんじゃないかなと。この問題についての本質的な部分を執行部のほう、副長町ないし町長、どのように感じておられますか。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 職員の研修についてのご質問です。私も職員研修っていうの は重要やと思ってます。1つは、オンラインでのいろいろな具体的な施策って言 いますか、制度の研修、今年度もさせてもらってるんですけど、オンラインで自 分の好きな時に見てもらうというのが1つです。それと、昨年ですねけど、昨年 度ですねけど、一応、管理職を対象とさせてもらって、危機管理というテーマで 研修をさせていただき、また、インシデントの関係は全職員に、特に個人情報の 漏洩ということを、気をつけていかなあきませんので、させていただきました。 研修っていうのはね、本当に重要やと思うんですけども、これも私の今までの役 人生活の中で、私、実はほとんど研修行ったことないんです。行かせてもらえな かったんです。忙しくて。OJTばっかりやったんです。ただ自分は、それはそ れでいいんですけど、まず、自分で、そこに、やっぱり、どんだけ知識を吸収で きるか。と言いますのが、今はインターネットが何でも調べられますよね。私が 若い時は全部本を読まないと分からなかったんで。だから、私、職員さん、若手 職人さん来られて、新採の方にまず言ってるのは、まず、分からなかったら先輩 に聞いてくださいと。先輩に聞いて、後から調べてください。それを必ずしてく ださいということは言ってます。今はインターネットで検索すればすぐ出てきま す。だから、今、どの課長がちょっと3泊4日っていうことになって、ただ、そ この課の業務の状態も一概に言えないんでね、何とも言えませんけども、できた ら研修行かして、行けんねんやったら、行ったらいいし、本人がまず、行く気が あるかどうかっていうのが、それは、どこの企業でも、どこの公務員でも一緒や と思うんです。まず、自分で、やっぱり、知識をどんだけ吸収できるかっていう のが重要やと思ってます。だから、研修行ったさかいに今後の仕事に全部役立つ か、そんな甘いもんじゃないですよ。そんな、はっきり言って、研修は机上の空 論を言ってるだけであって、実際問題とは全然違いますから。だから、それを一 つの参考としてですね、何かに役に立てようと。研修行って、1つでも2つでも

何か頭の中に入ってて、今度こういうことあったら使おうかな、そういう気持ちでないと、なかなか行ったさかいにすぐ効果がある、そうじゃないですね。実際に危機管理の研修させていただいて、すぐに対応できるか。もしも違うパターンきた場合どうなるのかなっていうので、誰でも、ただ、そういう意味で危機管理意識を持ってもらうというのが、一番、やっぱり、研修、私のこれは考えですけどね。どっちにしても、研修っていうのは重要です。そういう形で、ただ、ご存知のようにちょっとうちの町は、職員の数が元々少なくて、今、少しずつ増やしていくところなんで、課としてギリギリで業務やっていただいてて、私も、これはもう本当にもう脱帽する思いなんですけども。そういう形で、何らかの研修行けるのであれば、行っていただいたらなと。ただ、なかなか、3日4日というのはしんどいか分かりませんし、というのがあるんですけども、そういう研修の機会は、町としては広げていくつもりです。ご理解いただいたらと思います。お願いしときます。

- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) ありがとうございました。この研修を受けるということは、 やはり、非常に大切なことだと思ってて、僕自身も、いろんなところの研修に行 かせていただいて、いろんな人とのつながりであったりだとか、他市町村の事例 たくさん勉強させていただいて、この町ではこういうことを取り組んでいるのか とか、それこそ、先ほど出たような失敗例に関しても、なんで失敗したのかとか っていうことも、いろいろ聞く機会ができているところであります。その他市町 村でどういう取り組みをしてるのかっていうのを、できるだけ若手職員の段階か ら早く吸収してもらって、高取町に汎化させていくということは、僕はすごく大 切なことだと思っています。その中で、いろんな経験を積む中で、危機管理って いうことも調整されてきて、今回のような事案っていうのも少なくなっていくん じゃないかなというふうには思っています。福祉課においても、この危機管理っ ていうところを甘く捉えるんじゃなくて、これからもしっかりとこの事案に向き 合って、考えるようにしなければいけないと思うんです。例えば、また教育厚生 委員会でも話しますけども、タクシー券、今回からいろいろ出てますけども、こ れPDCAサイクル、チェックの部分でどういうふうにチェックしていくのかで あったりだとか。このPDCAを回すうえでの評価軸っていうところをどういう ふうにとるのか。今回もこういう事案が起こりました。起こってしまったから、 チェックの部分ですよね。どういうふうにチェックして、何で起こったんかをち

ゃんと分析して、どういう対応を取るのか。こうしたらもっと防げるんじゃないか。それをまた、プランとして実行していくというようなPDCAサイクルしっかり作っていかなければいけないので、これに関しては、本当に職員のスキルを上げるように、この職員に関してですよ。この職員に関してはスキルを上げるように取り組んでいただきたいというふうに思っています。あわせて、最後一つだけ質問させてください。最後一つだけなんですけど、この研修に行けない体制というか、行きにくい体制になってしまっていることの1つとして、最後1つ聞かせていただきたいのが、人事評価のところですね。やはり、研修へ行っても特に自分の身にはなるかもしれないけども、評価として上がらないって思っている職員がいるんじゃないかなと。個人的には思ってるんですけども、その辺り、人事評価に関して、こういうところが反映されるかどうかっていうのを教えていただきたいんですが、最後お答えいただいてよろしいですか。

- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただ今のご質問に対してでございますけれども、研修に参加した職員からは、必ず出張復命なりをいただきまして、どういった研修に行ってきて、どのような成果があったかということの報告はいただいております。うちの今、職員の人事評価でございますけれども、一般職員に対しましては、課長補佐が一時評価者として人事評価して、二次評価が、課長が二次評価者としてします。そして、私のところまで人事評価表が回ってくるという今の現体制でございます。その中で、今までこういった研修に参加して、スキルが上がったかという項目は、当然ございますが、ございますが、なかなかそれを、人事評価をその人の何かにつなげていけてるか、例えば、能力評価の段階で勤勉手当に反映させるとかですね、昇給とか昇格に反映されるとか、そういうところまで、まだできていないのが現状でございます。今後、そういったことも踏まえてですね、これらの職員労働組合のほうともお話十分させていただいて、実施のほうはしていかないと思いますので、少しお時間のほうはいただけたらと思っております。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 時間になりましたので、よろしいですか。
- ○2番(西川侑壱君) いろいろお答えいただいてありがとうございました。この人 事評価であったりだとか、研修に行きやすい環境とかっていうのをしっかり作っ て、高取町危機管理も含めてスキルアップ、職員のスキルアップ、全体的にでき るようにこれからも取り組んでいただきたいと思いますので、ありがとうござい

ました。これで一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(新澤良文君) それでは、時間を過ぎましたので、これをもちまして、2番、 西川議員の質問を終わります。次、1番、森川議員の質問ですが、休憩を取らせ ていただきまして、1時半から一般質問を再開いたします。それでは、1時半ま で休憩いたします。

> 午後 0時21分 休憩 午後 1時30分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。次に、通告書にございました、1番、森川 議員の発言を許します。1番、森川副議長。

[1番 森川彰久君 登壇]

- ○1番(森川彰久君) 1番、森川彰久です。質問に入ります。最初に、前植村町長、 並びに当時の職員の皆さまには、平成20年1月、元筒井町長の辞職以降今日ま で、財政難状況の克服に尽力されましたことに心から敬意を表す次第であります。 しかし、不動産取引は同時履行が大原則ですが、10億9,800万円もの代金 を受領しながら、16年間も引き渡しをしないので、売買代金の返還を請求した 裁判における控訴審の和解条項、その後の対応については、前植村町長の功績を もってしても適正な判断と評価することはできません。そもそも、公社が原審で 提示した和解案は、6億6,110万7,116円でしたが、判決は、10億9, 800万円、並びに平成19年11月21日から支払い済みまで年5分の金利を 支払え。公社の勝訴判決でした。控訴審では、当事者双方の和解に関する意見、 その他諸事情を相互考慮した結果、和解が勧告されました。和解条項のうち、第 8項の「本件土地上、または、本件土地中から一般廃棄物、または、産業廃棄物 が発見された時は、控訴人は被控訴人に対し、直ちに自己の費用と責任において、 同廃棄物を撤去し、法令に従って放棄する」について、これまで前植村町長は、 公社主導で3か所も掘らせて、産廃は無いと答弁されていましたが、調査を受け る相手側が堀ったわずか3か所であったことが明らかになっています。そして、 今般、産業廃棄物が発見されましたので、今後の対処などについてお尋ねさせて いただきます。
 - (1) 令和5年5月25日に開催された高取町土地開発公社(以下、「公社」といいます) 理事会において、令和5年1月20日から着手した地質土壌調査に基づき受託業者が作成した「業務概要書」が報告されました。業務概要書について

は、これまで、産業廃棄物の存在を何度も指摘していましたので、当然の結果と受け止めています。今回の調査で産業廃棄物の存在、及び異常な水質検査などなどが、資格のある技術者により書面で明らかになった以上、当局は、これまでの「産業廃棄物は無い」とした一連の対応について、どのように説明されるのでしょうか。なお、令和4年度まで、当局から解決に向けた具体的な提案、行動などは全くありません。また、今回の調査は、不法投棄があった平成8年頃から実に約27年経過しています。当時の調査であれば、もっと驚くべき分析結果となったことも予想できます。そこで、伺います。

- ①平成24年6月5日、控訴審の和解において、和解を決議した理事会、及び産業廃棄物は無いと決議した理事会の開催日、及び審議時間などについてお尋ねします。また、当日の公社理事会会議録の提出を求めます。
 - ②今回の調査結果に基づき、当局はどのように対処されるのでしょうか。
- ③今回の調査場所の道路を隔てた東側土地では、同じ時期に、同業者により産業廃棄物が不法投棄されています。公社は、平成20年12月25日、当該土地を民間に売却する計画に基づき、同21年1月26日、産業廃棄物、及び水質などの検査を実施しました。当時、産業廃棄物が発見されているにもかかわらず、公表しなかったのはなぜでしょうか。
- ④この産業廃棄物も撤去させるべきです。当局はどのように対処されるのでしょ うか。
- (2) 高取町大字市尾、谷田地区で行われている林地開発について、お尋ねします。開発許可の期限は、許可日から5年の今年5月17日までとなっています。これまで、議会は、申請事業者は地元説明会を開催のうえ、その決議を得た地元区長、水利組合長の同意を得ること。地元自治会に対し、搬入物質の発行元証明書を提出すること。搬入物質の調査には、議会、高取町が立ち会いすること。などなどを要望してきました。また、国土利用計画法に基づく届け出義務違反、奈良県林地開発許可制度実施要綱義務違反などなどを指摘しています。

これらは、開発許可、及び延長申請を拒む理由に該当するのではないでしょうか。令和5年5月6日、市尾大字から「騒音、振動、粉塵など、及び町道清水市尾丹生谷線の使用状況により、大変迷惑を被っているので、延期しないこと」との要望書が提出されました。これにつき、同年、5月11日付、高取町大字市尾、及び谷田地区における林地開発の要望として「慎重にご判断いただくようにお願いする」旨の要望が高取町長、高取町議会議長、連名で提出されました。そこで伺

います。奈良県は、どのように対処されたのでしょうか。以上で私の壇上からの質問を終わります。あとは質問席から関連質問させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長 (新澤良文君) 回答。東副町長。

〔副町長 東扶美君 登壇〕

○副町長(東扶美君) 副町長の東でございます。1番、森川議員の高取町土地開発 公社が取得した兵庫の土地について、ご回答をさせていただきます。まず、1つ目といたしまして、平成24年6月5日の控訴審の和解において、和解を決議した公社理事会、産業廃棄物は無いと決議した高取町土地開発公社理事会の開催日時はいつか。また、その理事会の会議録の開示を求めますという案件についてでございます。平成24年6月5日の控訴審の和解について、和解を決議した公社理事会の開催日時は、平成24年6月1日、金曜日、午後1時から午後2時10分でございます。産業廃棄物は無いと決議した公社理事会の開催日時につきましては、過去の議事録を確認させていただきましたが、見当たりませんでしたことをご報告させていただきます。なお、和解を決議しました24年6月1日の公社理事会の議事録につきましては、去る6月5日に議員にお渡しをさせていただいたところでございます。

2つ目の質問でございます。今回の調査・検査の結果を受けて、今後どのように 対応するのですかという問いに対してでございます。今後はこの検査の結果を踏 まえまして、関係者の皆さまとご相談をさせていただき、公社理事会において慎 重に対応を検討し、議会においても報告をしてまいりたいと考えております。

3つ目の今回の調査場所の道路を隔てた東側土地についての件でございます。こちらの土地につきましては、平成21年1月26日に当該土地の3か所を掘削調査し、うち1か所から産業廃棄物らしきものを確認し、掘削時に出てきた水を採取し、水質検査をした結果、基準値を超えるものが1つございました。そのため、土壌中のダイオキシン類濃度を調査しましたけれども、基準値以下でございました。また、平成21年2月16日に土壌調査のほうも行っておりますが、汚染物質は検出されませんでした。これを受けて、21年3月31日の公社の理事会の議事録によりますと、調査の結果、当該土地に産業廃棄物らしきものがあってひどい状況であるということの報告はありましたが、公表しなかった点についての詳細は分かりかねます。この産業廃棄物も撤去させるべきと考えるが、どのように対処するのかという問いについてでございます。こちらのほうに関しましても、

関係者の皆さまとご相談のほうをさせていただき、公社理事会において慎重に対応を検討し、議会において報告をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(新澤良文君) 米田課長。

〔まちづくり課長 米田晴信君 登壇〕

- ○まちづくり課長(米田晴信君) 失礼します。まちづくり課の米田です。私のほうからは、森川議員の林地開発について回答いたします。この林地開発につきましては、町長、議会議長連名の要望書を、5月11日に県の森と人の共生推進課へ出向き、手渡しをいたしました。その際に、届出書の受理については慎重な判断をとお願いしたところ、口頭ではありますが、期間の延長については、軽微な変更による届け出だということで、5月10日付けで提出されたということでした。期間につきましては、5年間の期間延長ですので、令和10年5月17日までということでした。その内容について、公文書による報告をお願いしたところ、6月2日付けで、「当該地に係る許可の期間を延長する林地開発行為変更届出書が提出されています。」という内容の公文書による報告がございました。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 再質問をお受けします。森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 今年3月の定例会で、兵庫地内に大量の産業廃棄物が搬入された事件については、ボーリングの調査結果を待つことで質問を先送りとしました。今回はその調査結果を受けて、今年の和解条項に基づき、何点か分けて質問させていただきます。

1番目は和解の金額です。先ほど、東副町長からもご答弁ありましたように、6月5日付で議事録の一部を提出されました。その平成24年6月1日、和解条項を審議する重要な理事会が開催されています。しかし、その質問した理事は4名、審議時間は休憩を入れて70分です。理事の質問には、「和解金額が低額なので、住民から損害賠償請求を訴えられないか」との発言もあります。会議録では、事務局から金額についての説明がありましたが、原審の和解提示額、先ほども言いました6億6,110万7,116円。また、産廃のある無価値の土地を受けること、及びその事前調査の是非についての議論が全くありません。なぜ、その議論がなかったのでしょうか。

○議長(新澤良文君) どなたが回答するんですか。東副町長。

- ○副町長(東扶美君) ただ今の森川議員からの質問でございます。当時、私も、その公社の理事会のほう、出席のほうをさせていただいておりました。なぜ、議論がなかったのかどうかというところら辺は、ちょっと私、分かりかねます。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 東副町長、今のご答弁はちょっと納得できないですね。あとでも出てきますけど、裁判関係の弁護士との打ち合わせは全て、当時事務局であった東理事に任せているという前植村町長の答弁があります。事務局から審議内容として提案しなくてはいけない立場であったんじゃないんですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただ今の1番、森川議員の質問でございますけれども、私のほう、当時、事務局長のほうもさせていただいておりまして、土橋理事、それから植村理事長とともに弁護士事務所のほうに相談にも行っておりました。その時に弁護士の先生から言われた内容については、公社の理事会でも報告のほうをさせていただいております。その中で理事からもいろんな意見が出てきたと思うんですけれども、出てきた内容については、分かる範囲でお答えをさせていただいたと思っております。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 今の答弁、これYouTubeで皆さん見ておられるの納得されるでしょうかね。議事録と同じように和解勧告案もいただいています。そこに明記されておるんですよ。それは審議されないとは、とても不自然で不可解です。後でだぶってきますんで、また、次にはいります。なぜ、この無価値の土地を受けられたのでしょうか。これも議論がなかったんですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただ今の1番、森川議員の質問についてでございますが、相手側の方が法人ではなく、個人さんのこともあって、いろんなリスクもあるということを担当弁護士のほうからも聞いておりましたので、その辺もお伝えしたと思いますし、無価値なものを議論しなかった、どうかというところにつきましては、その当時の出席していただいてた理事の中から、いろんな意見をいただいて、それについては議論をしたと思いますので、その点に触れられていないのはどうかというところは、ちょっと分かりかねます。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 今の質問と関連するのですが、2番目として、和解条項には、

先ほども言いましたように、産業廃棄物の存在を仮定論として、その議論が全く ありませんでした。でも、先ほどもお聞きしておるのは、たとえ仮定論であって も、和解条項に項目にあるので、何の議論もなかったというのがどうしても理解 できません。再度お答えください。

- ○議長(新澤良文君) 東副町長。理事会のほうで答えられたという答弁も分かるんですけども、もう再度質問されてるんで、その理事会でお答えになった回答をこの場でもお答えになったどうですか。
- ○1番(森川彰久君) ちょっと質問変えていいですか。関連でね。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) その質問にもお答えいただきたいんですが、その前段階としてね、そしたら、事務局で東、当時、理事が、弁護士さんと和解条項についてもいろいろ打ち合わせされておったということなので、その事前の打ち合わせで、この項目は全く議論に、弁護士さんとも議論にもならなかったということですか。どうですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただ今の森川議員からの質問でございますけれども、和解条項の中にですね、8項といたしまして、今、議員がおっしゃっておられますように、この土地、または、土地中から一般廃棄物、並びに産業廃棄物が発見された時は、控訴人は被控訴人に対して、直ちに自己の費用と責任において、同廃棄物を撤去し、法令に従って廃棄するという条文が書かれておりますので、その議論はあったと、その議論というか、そういう懸念を持って、こういう和解条項がされていると思いますので、その当時、私も弁護士の打ち合わせには何回か行きましたけれども、このことについて詳しく、ちょっと今、思い出せない状況でございます。でも、これが書いてあるということは、そういうことを前提としているのかなというふうに思います。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) だからね、質問と答弁がかみ合わないんですよ。その条項があるのであればね、なぜ、そういう条項を入れなくてはいけなかったというのは、当然の疑問としてあるわけですよ。例え仮定論であってもね。そして、その条項を入れるのであれば、事前にその産廃調査をする。そこで、確たる回答を持って、この条項をあやふやな曖昧な条項ではなく、理事会に臨むというのが、本来の審議のあり方だと思うんですが。じゃあ、産廃の調査されてると思うんです。これ

いつされたんですか。年月日。

- ○議長(新澤良文君) 業者が堀った3か所調べたってやつ。東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 失礼いたしました。1番、森川議員の質問についてでございます。調査のほうですけれども、平成23年の11月9日に行っております。公 社理事2名によるものでございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) これもね、壇上で質問させてもらいましたが、前植村町長は、産業廃棄物は無いと頑なに答弁されておりましたが、公社理事会、今年の1月2 5日の理事会において、相手側が掘った3か所を見て産廃は無いと報告したという土橋理事からの報告があります。おかしいんですよ、とにかく。次の質問に入ります。これ終わったんじゃないですよ。まだ続くんですよ。

3番目は、土砂の崩落ないし、その危険が発生した時は(中略)控訴人の費用と 責任において整地部分の修復を行うについて、担当は土橋理事になっています。 平成24年6月8日の理事会は質問理事3名、審議時間は25分です。会議録で 土橋理事は調整池と堰堤を作ると説明されていますが、その事実は全くありませ ん。なぜ、作られてないのでしょうか。

- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの森川議員のご質問にお答えしたいと思います。私 も議事録確認しまして、そのような発言があったことは承知しております。それ で、調整池と土砂流出の防止盛土を考えておりますということを言ってるんです けれども、ちょっと、その後にどういう取り組みがなされたのかということは、 ちょっと、現在まで私のほうで確認できておりません。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 全く答弁になってないんですよ。兵庫の里道はいつになった ら原状回復されるんですか。これも関連してくるんですよ。これ堰堤しておった ら、里道は破壊されてなかったかなという気持ちはあるんですよ。どうですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 1番、森川議員の質問についてでございます。令和2年の1 0月30日の日に兵庫自治会からの決議書のほうを私どものほう受領させていた だきました。それに対する回答ということで、令和4年の3月29日付けでです ね、里道の復旧についてもお答えのほうをさせていただいております。その中で は、里道の復旧につきましても、地元大字区長さんと話をさせていただき、復旧

を進めていくことを公社理事会のほうで確認させていただきましたということで報告させていただいております。何らかの方法で里道を復旧することも、何点か方法はあるのではないかなということを考えておりますので、また、十分地元と協議させていただきたいと思っております。

- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) いや、東副町長。これ、公社がするんじゃなくって、崩落とかは和解条項にもあるように、Yさんがするべきことじゃないんですか。だから、私は質問してるのは、Yさんに請求しなさいということ言っとるんですよ。どうですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 1番、森川議員の質問についてでございます。和解条項にありますように、当然、そちらのほうに修復をお願いするのが筋だと思いますので、 こちらのほうから申し出等含めまして行ってまいりたいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) これまで何回請求したんですか。もしくはしてないんですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの質問についてでございますけれども、ちょっと、 回数のほう、私、今、お答えできかねます。すいません。申し訳ありません。ちょっと、何回かお話はさせてはいただいていると思いますんですけれども、回数 でありますとか、日時については、ちょっと、今、お答えしかねます。
- ○議長(新澤良文君) この当時おった理事って誰おんの他。答えられる人おんのか。 おらんのか。副町長、全部答えやんな仕方ない。
- ○1番(森川彰久君) 高取町民の皆さん、この事実関係だけをしっかり受け止めてください。真っ当な答弁とは思えませんので、次、入ります。とにかく質問だけを続けさせていただきます。4番目ですが、関連でちょっと質問させていただきます。最初に太陽光発電業者との賃貸借契約について、お尋ねします。跡地利用について、平成24年7月11日の理事会では、前植村町長は引き渡しを完了してから1年間考えると答弁されています。ところが、同年11月9日、先ほどもお話にあったように、土橋、三井理事による整地完了確認後、同25年、翌年ですね、1月23日、Yの代理人と整地完了確認書を締結。その翌月、2月25日、賃貸借契約を締結しています。完了後1か月、なぜ、急ぎばやに行う必要があったのでしょうか。

- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 失礼いたします。1番、森川議員の質問についてでございます。整地の完了の証明書を提出したのが、1月23日。それで、完了後1か月程度で太陽光発電業者との締結ということになっております。なぜ、急いだのかというところ辺なんですけれども、ちょっと、そこのところは、私も、その当時、事務局長を離れておりました。そこら辺の詳しい事情については、少し分かりかねます。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 私とすれば、急いで産業廃棄物の調査をされないように隠した手段としか思えないんですよ。植村町長は議会で、ビジネスチャンスという答弁をされてます。当時はね、売電価格も良かったんです。今より倍ぐらいの40何円だったと。今、20何円ですけどね。十分採算ベースに乗る事業なんです。当時の賃貸価格は坪単価100円から300円、300円でも十分借りてくれたと思いますよ。ところが、うちは100円ですよ。何も一番下の数字を選択する必要はないんですよ。それが、理由の一つです。

次に、公文書の取り扱いなどについてお尋ねします。6月5日、和解を決議した理事会の会議録は提出されましたが、先ほども答弁ありましたように、産業廃棄物は無いと決議した会議録はありませんという答弁であります。前述のとおり、産業廃棄物の議論は全くなく、決議した会議録もない。ないないづくしです。なぜ、会議録がないのか。もう一度お聞きします

- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 1番、森川議員の質問についてお答えさせていただきます。 11月に整地完了の確認に現地に行った時、それから、確認書が出された1月。 その辺あたりの会議録のほうは全て確認のほうをさせていただいたんですけれど、 その中では、そういった記述のある会議録は見当たりませんでした。全部の議事 録を確認したんかっていうことを多分問われているかも分からないんですけれど も、その後も公社の理事会何回か開催されてるんですけれども、一部会議録の会 議録作成のことを怠っていた時がありまして、全てについては、確認はできてい ないんですけれども、その整地の完了周辺の部分はございましたので、そこら辺 は全部確認させていただいて、見当たらなかったということでございます。
- ○議長(新澤良文君) これ質問の事前通告きちっとやってるんでね。そやから、それなりに回答用意しといてくださいよ。森川副議長。

- ○1番(森川彰久君) ずさんな管理のさらに関連ですが、平成30年3月27日に 開催された理事会の会議録を請求しましたが、署名理事の米田理事、石尾理事、 及び植村理事長の署名がありません。会議録は署名をもって完結します。なぜ、 署名がないんですか。署名が全くないんです。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの1番、森川議員の質問についてでございますが、 会議録、理事会終わりましたら早急に作成しないといけなかったかと思うんです けれども、その当時すぐに作成をできていなかったということは、事実でござい ます。なので、議事録の署名ももらえていなかったということになります。以上 です。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 議長これだめですね。
- ○議長(新澤良文君) だめですね。背任罪です。
- ○1番(森川彰久君) これは、公社の問題ですが、公社ではこのようなことが常態化していたんではなかろうかなと思われます。他にも会議録がない。または、会議録があっても署名がない。そういうことのないように、理事、幹事は監査する必要があると思います。議長どうですか。
- ○議長(新澤良文君) 僕の見解でよろしゅうございますか。当然のことでございま す。森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 5番目は、時効の問題です。今後どのように対処するかということは、理事会で相談して議会に報告するという答弁がございました。私は、令和3年12月の定例会、もう間もなく2年になります。時効について、刑事告訴時効は背任5年。特別な背任は7年。民事損害賠償請求は10年。不法行為は知ってから3年。Yさんが財産隠しした場合、第三者に財産を処分する詐害行為は10年。その行為を知ってから2年。今、弁護士と相談するべきじゃないですかと芦高課長に申し述べました。総務課長は、Y氏に債務が生じた時は、弁護士に相談して対応する。また、即座に対応すると答弁されました。芦高課長おられないですけど、どうなってるんですか。弁護士さんどう答えられたんですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの森川議員の質問についてでございますけれども、 私どもの顧問弁護士、それから、もう1名、別の弁護士のほうにも、この件につ きまして相談には行かせていただきました。いろんな資料も持って行って、先生

のほうとは相談してないんですけれども、和解条項の8項のほうに、期限のほうは書いてないんですけれども、和解の期日から10年以上経過しているので、少し裁判により争えば、ちょっとどうなるか分からないですというようなご発言のほうもございました。これ事実でございます。瑕疵担保責任という言葉をお使いになったんですけれども、それは引き渡しのほうから10年以上過ぎると時効になる可能性がありますよっていうようなお話をされております。私と芦高理事と、それから、土橋理事で3回ほどは先生のほうに相談に行かせていただいております。以上です。

- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 一般質問で私が今言いました時効についての議員から質問が あったその旨も弁護士さんに伝えましたか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの森川議員の質問でございますけれども、今、森川議員が何件かの例に挙げておっしゃっていただいたと思うんですけれども、それを全部伝えたかどうかはちょっとあれですけれども、議会のほうからもこういったことを一般質問で問われてますということのお話はさせていただいたと思います。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 私、法律家ではないんですけどね、こういう不確定な合意事項は、その事実が分かってから3年。ということは、この調査したんが、調査報告があったの今年の5月25日の理事会ですね。これもう不法行為3年のスタートの日にちじゃないかなと、私は解釈してます。だから、令和3年に質問したんです。百歩譲って、10年の瑕疵担保の責任と仮にした場合でも、この和解調書を締結された日は、24年の6月5日ですので、私質問したあの、令和3年でしたら、まだ10年の時効消滅期日来てないですよ。速やかに対応されておったら。もしそれで、10年の時効で、消滅時効と言うことで裁判に持っていけなかったとしたら、あなたたちの責任ですよ。どうですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 1番、森川議員の質問にお答えさせていただきます。ただいま、森川議員からそういったお話ございました。再度、また、そういうこと、5月25日が起点になるかどうかも含めまして、再度、弁護士の先生のほうにもご相談させていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 仮に、民事損害賠償請求の10年、時効だということになれば、担当職員、課長の職務怠慢というか、過失であれ、重過失であれ、もう責任問題になるいうことだけを強く申し述べておきます。それは、刑事、民事の話はそういう話なんですが、産廃の処分については、時効がないでしょう。ご存知ですか。
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの1番、森川議員の質問についてでございますが、 森川議員からも新澤議長のほうからもそういうお話は以前にも伺っておりますの で、はい。認識はしております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 私が求めてた回答は、措置命令です。行政処分の指針について、通知が出ています。犯罪に対する刑罰の適用については、公訴時効が存在するが、行政処分が勝つにあたっては、これを考慮する必要はないこと。行政処分については時効がないと明記されております。これ見てください兵庫の産業廃棄物。YouTubeでも出てます。何なんですかこれ。これ措置命令、行政処分で出してもらってください。
- ○議長(新澤良文君) どうですか。これ町長どうですか。
- ○町長(中川裕介君) 今、ちょっと24年とかっていう話だったんで、今、いろいろ勉強させてもらってますねんけど、なぜそうなったかと。事実関係だけが議事録の確認でしか取れてません。産業廃棄物につきまして、弁護士さんと相談をさせてもらいながら、適切に対応させていただきたいと思っております。ちょっと産廃の詳細について、まだ勉強不足でございます。申し訳ございません。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 東副町長、先ほど1か所掘ってと言われたけど、3箇所掘って、3箇所全部出てきてるんですよ。1箇所じゃないですよ。これYouTubeで全部出てます。3箇所掘ったとこ。これ当局から出た資料ですよ。兵庫大字が出した資料じゃないんですよ。それと、措置命令、町長これ。

[発言する者あり]

- ○1番(森川彰久君) 中川町長。この措置命令の担当課はどこですか。
- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) すいません。産業廃棄物の措置命令、ちょっと、私、ちょっ

とそこまで、先ほど言いましたように、ちょっと勉強不足で申し訳ないです。役 場の、市町村に権限があるとすれば、土地開発公社の関係でございますんで、総 務課になるのかなと。ものによっては、県の関係にもなってくるのか分かりませ んけども、そこら辺は相談させてもらっていきます。これ、森川議員からご質問 いただいて、池の奥のほうの話は実は驚いていました。私も心配してたんで、こ れ土地開発公社の土地ですんでね。こうこのほっといていいもんなのかどうなの かということは、本当に思っておりました。片っぽの太陽光については、植村町 長さんが過去に掘って、特に何も出てこなかったということで、そっち側は安心 してたんですけども、今回もうこういうことになります。もう一つは明らかにそ うなってたんで、誰がするかとかそういうのは別としてですね。あくまでも、土 地開発公社の土地ですんで、適切にある程度管理していかなあかんやろうと。特 に上屋も何もなかったところでございますんで、例えば、そういう意味で、町と して何かすべきことはしてなかったんじゃないかなということも確認をしていき たいと思っております。そういうことで、遅くなってるんですけども、どっちに しても、なぜ、その時にその放っておかれたかって言われたら、先ほどの森川副 議長から質問ございましたけど、公表されなかったんかっていうのも、これは、 私もちょっと、今と時代が違ったんかも分かりませんねんけども、そういうこと で思っております。

- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) 今のご答弁と重複するかも分かりませんが、これまで私の質問に対して中川町長は、前植村町長の産業廃棄物水質検査も全然問題ないと答弁されておられた。これを尊重すると述べられております。今、現在、こういう調査結果が出て、ご所見をちょっとお伺いさせてください。
- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 先ほど、私、森川副議長から過去にご質問いただいて、そういう述べさせていただきました。覚えております。記憶にもしっかり留めております。ちょっと、ああいう結果と言いますか、今回の結果になったと。ちょっと驚いているというのは事実です。いろんな法的な問題とかいろいろあると思うんですけども、そこは弁護士の先生、また、その産業廃棄物の科学的な専門家とか、いろんな方にご相談させてもらいながら、当然、実際にその里道の復旧についても、これも過去に森川副議長からご答弁いただいて、また地元大字と相談しますという形でご答弁させていただいたということも記憶に留めてます。そういう意

味で、ちょっと、今の状況を踏まえて、また、先ほど、東副町長が申しましたように、今、関係者の方々と幅広くいろいろなご意見を聞かせていただいて対応させていただきたいと思っておりますんで、ご理解いただいたらと思います。

- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) それでは、2番目の質問に入ります。高取町大字市尾、谷田地区で行われている・・・
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。残り3分です。
- ○1番(森川彰久君) 10分前にと思ってましたんで、林地開発についてお尋ねします。先ほど、延長されたということですが、4月に就任された米田課長。この現状について、どのように認識されますか。
- ○議長(新澤良文君) 米田課長。
- ○まちづくり課長(米田晴信君) 失礼します。その件につきましてもですね、先ほど、要望書の提出で県に出向いた時に、航空写真を提示してですね、町としては、現状の状況では当初の計画である資材置き場として完成させることが困難であると感じましたので、県に質問いたしました。その際、県の職員によりますと、今は計画の途中ですので、最終的に完了する時には、計画通りに完了するよう指導しますということでした。計画通り当然できない場合は、変更申請が必要になるということも聞いてきました。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川副議長。
- ○1番(森川彰久君) これ貼ってください。今年の2月27日、新澤議長と私は奈良県に対して、現地調査の結果を開示請求しました。当初の約束は、3月13日となってたんですが、奈良県から一方的に4月28日延期という通知があり、私が書類に目を通したのは、大型の連休明けでした。これ見てください。国会の予算委員会でよく海苔弁という言葉が出てきますが、海苔ばっかしじゃないですかこれ。ご飯が全然あらへん。見るところがないんですよこれ。これが奈良県の対応なんです。そこには規定があるのかも分かりませんけどね。そやけど、高取町が知りたいのは、調査地の全景。これですね。採取状況。そして、採取場所。それと、分析結果。この4点を知りたいんですよ。どこ見たら書いてあるんですかこれ。これはこういうことやという事実を知ってほしいです。

最後の質問です。現場の道路は高低差もあり、他府県も含めた大型トレーラーが 道路を覆うので危ない。車両通行できないとの要望が出されています。林地開発 許可は奈良県警察本部、交通部交通規制課長にも通知されています。これまで奈 良県警察本部と担当課、相談されましたか。

- ○議長(新澤良文君) 担当課やねんけど、前の担当課長もいてるんで、前の担当課長、吉田課長どうですか。吉田課長。
- ○住民課長(吉田宗義君) 失礼いたします。ただいまのご質問でございます。警察 とは協議したことはございません。
- ○議長(新澤良文君) はい。
- ○1番(森川彰久君) これが高取町なんですよ。大型トレーラーが道路一面に走ってくるんですよ。高低差あってカーブがあって、一般の車両通れないんですよ。 警察と相談、警察がどういう指導、回答してくれるのか、これは知りませんよ。 相談ぐらいするべきですよ。時間がないので、このような実態の高取町では、ぐるっと高取構想検討会議でも、どんな良い意見が出ても、高取町はこんな状態では敬遠されますよ。県民の土地と生命と財産を守るべき奈良県が、高取町民に対する対応に、高取町は独自で全課全ての問題を共有して、対応していただきますようにお願いしまして質問を終わります。
- ○議長(新澤良文君) ぴったり1秒残りました。1秒なんで関連はできません。これをもちまして、1番、森川議員の質問を終わります。ここで5分間休憩をいただきまして、2時40分から再開いたします。休憩。

午後 2時35分 休憩 午後 2時44分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。次に、8番、新澤委員の発言を許します。 8番、新澤議員。

[8番 新澤明美君 登壇]

○8番(新澤明美君) それでは、3つの問題について、質問をさせていただきます。まず、1つ目に子どもたちの健やかな成長のためにということで、性教育、ジェンダー平等について質問いたします。最近では性に関する絵本が多く出回っています。体のことからジェンダーの問題まで分かりやすく描写されており、興味深く私も拝見しているところであります。中学校の保健体育の教科書には生殖機能をはじめとした体の発達と心の発達、病気について記述をされています。間違った情報の氾濫や誘惑、性被害、LGBTQについて、無理解なもとで苦しんでいる子どもたちなど、性に関わる問題は多様で、子どもたちの健やかな成長のために取り組むべき課題は多くあり重要であります。心・体・性、ジェンダー平等に

ついて、本町の公教育や社会教育等における取り組みや計画についてお答えください。性被害は世界中で、そして、日本で男女を問わず、そして、子どもへ、被害者が声を出し始めています。本町では、性被害から子どもたちを守るためにどんな取り組みをされていますか。

生理用品の配置について、生理の貧困の問題については、すでに多くの自治体で公共施設や学校に生理用品が配置をされたり、また、個人個人に配布をされているところでもあります。本町では災害備品として、おむつ、生理用品が用意されました。民間の店舗でも配置をされているところが増えつつあります。とりわけ、小・中学生は月経の周期が不安定な時期でもあり、いつでも手に取りやすい場所に生理用品を置いてほしいと考えます。公共施設や学校に生理用品の配置をすることの再検討を求めます。

不登校問題について、不登校児童・生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは、社会的要因背景により登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるために、年間30日以上を欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものとあります。不登校になる前に子どもの様子に気をつけて寄り添うことが大切であり、まず、ホッとできる居場所を作ることが大切であるとこれまでの取り組みから言われていることであります。そこで、県内では様々な施設があるわけでございますが、今年度から葛城市では、全小・中学校に適用指導教室を校内に設けて、1名ずつの教師が配置をされております。また、宇陀市におきましては、民間の施設に委託をするという、そういう事業も始まっているところであります。学校内外に不登校時の適用指導教室や居場所を設置したり、また、民間への委託など、公の責任で学力保障や様々な体験ができる場所を確保している市町村もあります。本町では一部の不登校児が民間の施設も利用しているようでありますが、公の責任としてどのような取り組みをされているのでしょうか。不登校児に学力保障がされているのでしょうか。民間施設利用にあたり費用負担の軽減に努めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、18歳までの子どもの医療費窓口負担ゼロについてであります。今年度から18歳までの子どもの医療費が窓口の一部負担金だけに前進しました。今後、 県が半額負担を予定しているようであります。窓口負担ゼロを実施した場合、町の負担はどれほどになるでしょうか。この際、窓口負担ゼロを18歳まで是非実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、高校生、専門学生、大学生の財政的支援についてであります。高等教育の

負担は大きく財政的支援の対象を広げるとともに給付金制度を作るべきではないでしょうか。現在、専門学校生等における入学の時の一時金、それは、非課税世帯だけ。また、大学の奨学金についても給付ではなく貸与という形で、それも、非課税世帯というのが現状でありまして、国の制度の下でなかなかそれを受けられるという子どもさんはわずかであるという状況でありますと。教育の町として、通学費、奨学金給付など、是非とも高等教育の負担を軽減するというようなことで、是非検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次、2番目に・・・

- ○議長(新澤良文君) ちょっと待ってくださいね、新澤さん。傍聴席、静粛にお願いします。
- ○8番(新澤明美君) 次、2番目に可燃ごみの祝日収集についてでございます。生ゴミに加え、子ども、大人のおむつ、ポータブルトイレの使用済みの用品などはかさばり、1週間自宅に置くのは匂いもあり本当に不衛生です。祝日収集、あるいは、週2回完全収集を是非実現していただきたい。これらは、本当に日々の介護にあたる、また、子育てにあたる皆さんの切実なる願いでございます。よろしくお願いいたします。

3番、積み上げられた廃棄物の度重なる崩壊についてであります。農免沿いの市 尾、谷田付近の山積みの廃棄物が再三崩壊しています。この度の大雨に際しては、 道路や民有地に流れ込んでいます。今後、家屋への流出と廃棄物のさらなる崩壊 もありえます。住民の命と財産を守るためにどのように対応しようとお考えでし ょうか。お答えをいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたしま す。

○議長(新澤良文君) それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。 教育次長。

〔教育次長 前田広子君 登壇〕

○教育次長(前田広子君) 失礼します。教育委員会の前田です。8番、新澤議員からのご質問、大きな1番としまして、子どもたちの健やかな成長のためにの中の性教育、ジェンダー平等についてと不登校問題について、高校生、専門学校生、大学生の財政支援の実施について、ご回答させていただきます。

まず、最初に、性教育、ジェンダー平等についての性教育の取り組みについて、 お答えいたします。学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児 童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に 実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しております。小学校では、4年生の保健体育で「体のつくり」第二次性徴について、5年生の理科で「ヒトのたんじょう」について学習をします。中学校では、1年生で「生殖機能の成熟」「性とどう向き合うか」、3年生で「性感染症とその予防」について学習をします。主に、保健体育で取り組みますが、メディア等の報道に関わって、学級指導やホームルームの時間に指導することもあります。

次に、ジェンダー平等、LGBTQに関わる取組についてお答えいたします。L GBTQとは、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、心と体の性が異なる人、 性的指向・性自認が定まらない人の英語の頭文字をつなげた略語で、いわゆる性 的少数者セクシャルマイノリティの総称です。LGBTQに関わる内容について の学習は、性教育とは違い、現在、学習指導要領に明確に規定されておりません ので、行っておりません。来年度から小学校で行われる保健体育の教科書で、初 めて「「体の性と心の性がちがう気がする」と感じる人」や「「異性に関心がも てない」と感じる人」といったLGBTについての記述が盛り込まれるようでご ざいます。現在、小・中学校では、直接的な学習は行っておりませんが、道徳や 人権教育のなかで「一人ひとりちがっていい」という多様性を認める教育につい ての取組を進めております。また、「ジェンダーの平等」については、家庭科、 技術・家庭科、道徳や社会科などの学習のなかで「ジェンダーの平等」の視点を もって学習することがあります。たとえば、家庭科の学習などを通して、家庭や 社会における性のちがいによる固定された役割を考えることにより、不合理や矛 盾を見いだしていく取組などをしています。社会科や総合的な学習の時間などに おけるキャリア教育において、これまで男性の仕事、女性の仕事として区別され てきた仕事に対する見方を変え、様々な仕事に就ける機会があることを学び、将 来展望を持てるようにしています。日常の生活における性差による固定的な見方 を解消するべく、これまでの学校文化として当たり前であったことの見直しや変 更に少しずつ取り組んでいます。例えば、小学校では、ランドセルの色の規定や 制服・制帽の男女の規定、男女混合名簿など、これまで当たり前であったものを 見直し、選べる自由を設けたりしております。また、中学校では、制服の在り方、 見直しも検討課題として意識しているところです。また、社会教育では、人権教 育推進協議会の活動計画として、性的マイノリティに対する人権問題を項目の一 つと掲げておりましたが、コロナで研修会が中止という状態でしたが、今年度は

研修を行っていきたいと考えています。また、コロナ禍前の令和元年度の差別をなくす町民集会では、歌手の悠以さんを招いてLGBTQの研修を行いました。歌手の悠以さんは、男性として生まれましたが、心と体の違いに悩みながら子ども時代を過ごしていましたが、高校卒業と同時に性同一性障害の診断を受け、新しい名前「ゆい」と改名されました。当たり前のことを当たり前にできる社会になるようにとの思いを胸に、現在、シンガーソングライターとしてコンサート、講演活動を行われています。また、今年度の差別をなくす町民集会では、元プロボクサーの真道ゴーさんを招いて同研修を行います。真道ゴーさんは、女性として生まれましたが、子どもの頃から自身の性別に悩み続け、生きづらさを感じながら生活をしてきました。2007年にボクシングと出会い、第2代OPBF女子東洋太平洋フライ級王者と第5代WBC女子世界フライ級王者のベルトを獲得、その後ボクシング界を引退。2017年に性別適合手術と戸籍変更を終えて男性となり、LGBTの講演活動を行われています。

次に、性被害から子どもたちを守る取組についてお答えします。小学校では、プール指導に関連して、学級指導で「水着で隠れているところは、見せない、触らせない」「相手の大切なところを見たり、触ったりしてはいけない」「いやな触られ方をした場合の対応」などを指導しています。中学校では、防犯教室で「身の回りにある危険性」「自分の身を守るための対応」などを学び、スマホ教室では「SNSによる犯罪事例」などを学んだりしております。また、教職員においては、県教育委員会の「人権を確かめ合うアンケート」や「教職員チェックリスト」により、子どもへの対応が誤解を受けないように日頃の取組や態度を点検しています。

次に、生理用品の準備についてお答えします。小学校は保健室に、中学校は保健室と体育館の教官室に常備し、要望があれば渡すようにしています。年間に利用した児童・生徒は約10名程度で、手持ちがなくなったり、急に必要になったりした場合の利用で、定期的に利用が常態化する児童生徒はおりません。

次に、不登校問題についてお答えいたします。小学校では、現在、3名の児童が不登校傾向にあります。担任が、保護者と連携しながら、家庭訪問し、その際学習したりプリントを届けたりしています。また、放課後に登校できる時には、学習することもあります。町内にある民間施設べいすに通っている児童もいるので、情報交換など連携し、べいすで学習に取り組んでいます。べいすに通っている日は、出席扱いとしています。中学校では、2名の生徒が不登校傾向にあります。

中学校でも小学校同様、担任が家庭訪問し、課題を届けたり学習したりしています。また、希望によりICTを活用し、オンライン授業やオンラインによるホームルームを実施しています。また、中学校では、スクールカウンセラーを月8時間配置し、生徒のみならず、担任や養護教諭の相談を受けています。昨年度は月4時間のみの配置で、相談時間が足らない状態でしたが、今年度は月8時間の配置となり、充足した状態でございます。また、教育委員会事務局では、毎週金曜日の午後から臨床心理士による教育相談を実施しています。対象者は原則4歳から高校生までと、その保護者です。不登校問題のみならず、発達障害などさまざまな相談に応じております。また、民間施設利用による費用負担の軽減につきましては、他市町村の取り組みを注視していきたいと思います。

次に、高校生、専門学校生、大学生の財政支援の実施についてお答えいたします。町教育委員会では、高等学校等就学奨励金給付事業として経済的理由により就学が困難な方への就学支援として、入学時に一人当たり5万円を給付しています。その他の支援については実施の予定はございません。なお、県教育委員会では、県立、市村立高等学校、私立高等学校等に通われる家庭に対し、支給要件を満たせば、授業料を支援する高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金の制度がございます。また、独立行政法人日本学生支援機構では、支給要件を満たせば、大学、短期大学、高等専門学校等に通われている方に対し、授業料や入学金の免除や減額、給付型奨学金の支給制度を実施されております。私からの回答は以上でございます。

○議長(新澤良文君) 新澤議員が体調悪いということで、休憩いたします。

午後 3時06分 休憩 午後 3時11分 再開

○議長(新澤良文君) 再開します。吉田課長。

〔住民課長 吉田宗義君 登壇〕

○住民課長(吉田宗義君) 失礼いたします。住民課のほうから、8番、新澤議員ご質問の1、子どもたちの健やかな成長のためにの18歳までの子ども医療費窓口負担ゼロにつきまして、お回答させていただきます。高取町では、本年度より18歳までの子ども医療費につきまして、1受診あたり月500円の負担となるよう拡充をさせていただいたところでございます。議員質問のもし、子ども医療費負担ゼロを実施した場合、令和4年度の受診実績等から推察いたしますと、約2

50万円の単費負担が発生すると思われます。また、令和6年度からは、子ども 医療費の現在未就学児までとなっている現物支給が中学生までに拡充をされる予 定でございます。

続きまして、ご質問事項の2番、可燃ゴミの祝日収集の実現につきまして、お回答させていただきます。高取町では、現在、1週間に2回連続して収集が抜けないよう、一部の祝日、及び年末につきまして、特別収集を実施しております。令和4年度につきましては、4月、7月、9月、12月に特別収集の実施をいたしました。今年度につきましても、7月、及び9月と12月に特別収集の実施を予定しております。議員ご質問の、全祝日の収集の実施につきましては、現在の人員等では難しいと考えております。以上、新澤議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長(新澤良文君) 森本事業課長

[事業課長 森本修君 登壇]

- ○事業課長(森本修君) 事業課の森本です。8番、新澤議員のご質問の3、積み上げられた廃棄物の度重なる崩壊についてに対し、私のほうからお答えさせていただきます。道路管理を担当しております事業課としましては、道路上に崩壊した土砂により通行止めとなった場合、速やかに土砂を撤去し、通行が可能となるよう対処するのが責務と考えております。また、台風の襲来、豪雨などが予想される際には、道路パトロールを実施し、道路通行の安全確保に努めてまいりたいと考えております。
- ○議長(新澤良文君) 再質問をお受けいたします。新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 先ほどはどうもありがとうございます。失礼いたします。それでは、まず、1番目の子どもたちの健やかな成長のためにということで、いろいろな取り組みについてお話をいただいたところでございますが、1つお答えの中で、中学校の制服についてもなんだかお話し合いもしてるみたいなことを答弁がありましたが、もう少し詳しいお答えいただけたらと思うんですが、いかがですか
- ○議長(新澤良文君) 安田教育長。
- ○教育長(安田光治君) 新澤議員さんの質問に対してお答えさせてもらいます。小学校、先ほど申しましたように、すでに取り組みをしているところもありまして、 男女混合名簿とか、それから、制服等については自由化ということも、今年の生 指部のほうでも提案されているようです。だから、実施の運びになっていくかな

と思うんです。また、呼び方についても、答弁でなかったんですけども、さん付けとか、従来ずっと男女混合名簿と同時にさん付けをしているというところで、男女関係なくさん付けをしております。中学校におきましても、今の社会情勢の中で、やはり、校長先生と話をしていたんですけども、やはり、そういう制服の改定ていうんかな、そういう、やはり、LGBTQのその性別を持っている子に対しての、やはり、対応していかなあかんなということで、これからもそういう方向で考えていきたいなという。まだ実施の運びではありませんけども、これから取り組んでいきたいということを聞いております。以上です。

- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) とてもいい取り組みだと思います。制服につきましては、小学校が今、基準服という形で、男の子も女の子も上下何を着てもいいというような状況になっています。中学校につきましては、やっぱり、男の子たちが詰襟という服ですかね、あとズボンという形ですが、今、よそなんかで始まっているのは、今、小学校のようにもう自由に、上下自由にと、基準服でという形になってますんで、是非とも中学校でも小学校のような形で自由に着ていけるようなズボンであって、学ランであってもいいし、基準的な普通のね、ブレザーでもあってもいいというような形になったらいいなと思います。そこら辺につきましては、保護者の皆さんとのお話合いも必要かと思います。そこら辺につきましては、保護者の皆さんとのお話合いも必要かと思いますので、私の意見だけではと思いますので、是非ともジェンダーという観点からお話し合いを進めていただきたいと思います。

次に、生理用品の配置についてでございますが、現在、年間を通じて必要な子どもさんはいないようであるというようなご回答でございましたが、今、例えば、美容院に行っても、いろんなお店に行っても、生理用品っていうのは、トイレに置いてあるんですよね。別に特別じゃなくて、当たり前のように置いてあるんです。女性であったらいつでもやっぱり必要な時に、本当に今という時に必要なんです。それは男性には分からないかもしれませんけど。だからね、保健室に取りに行くとかそういう話じゃないんですね。とても、そういう意味でトイレに配置をしていただきたいという、もうそういうレベルまでに今なっているのではないかなというふうに思うんです。生理用品の貧困につきましては、特にお金がなくて学生たちがそういうものも買えない状況もあるというようなところからたくさん出てきているわけでございますが、そういうことも一部隠れていると思います。でも、それと同時に、本当に普通に家にはあるけど、今日はお母さん買い忘れて

家にはなかったとかね。いろんな角度から見て、もっと日常的にそういうものがすぐに自分の手のそばに届くということが必要ではないかと。本当にその生理ということがどれだけ女の子にとって、女性にとって、日々大切なことであり、ものすごくデリケートな問題であるということに考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

- ○議長(新澤良文君) 安田教育長。
- ○教育長(安田光治君) 今の質問にお答えさせてもらいます。今、言われたとおりかなと思っております。学校との話し合いの中で、やはり、管理の問題もあるというのも聞いております。管理。いたずらはないとは思うんですけども、そういう管理の問題もあると思うんで、また、積極的にそういうふうな配置を考えていきたいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 次に、今、配置の問題って、今、おっしゃいましたが、例えば、今、郡山市でしたらね、早い段階から積極的にされております。是非ともね、何か問題が起きたかどうかについて、是非問い合わせをしていただきたいので、そのうえで再検討お願いしたいと思いますが、よろしいですか。
- ○議長(新澤良文君) どっちが答えんねん。前田教育次長。
- ○教育次長(前田広子君) 失礼します。先ほどの新澤議員さんからのご質問について回答させていただきます。設置をされてる市町村等々をちょっと調べさせていただき、郡山と教えていただきましたが、他にもされているところがありましたら、こちらのほうで調べて、どういった課題があるか、どういうふうな運営されているかっていうのを調べさせていただいて、検討させていただきたいと思います。以上です。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) ありがとうございます。よろしくお願いします。不登校の問題についてでございますが、本来、不登校の子どもたちのいろんな、学力保障だけじゃなくて、その子が成長していくうえで公の果たさなければならない役割っていうのは、本当に大きいと思うんですね。そういう中で、民間のいろんな施設が実際には身を切ってる形で不登校を受け入れているというような施設はかなり多いというのは、実状だと思っております。本当に民間でしていただいているところはありがたいなというふうに私は思っております。そういう中で、やはり、子どもたちの教育の保障をするという、憲法に基づいて教育委員会がやるべきこ

とというものをやはり考えていかなければならないという観点から、私は今日、質問をさせていただいております。そういう意味から民間の施設利用にあたり、費用負担の軽減というものについても検討していただきたいということなんですね。そこのところは言ったら、校内の適用教室を作れば全くお金いらないんですよね。適用教室、子どもが通う。また、郊外に適用指導教室というものを設けた場合、そこの市町村で全てを負担した形で子どもたちが通って勉強したり、そこでいろんな創作活動したりというそういう保障がされているけれども、高取町の場合は、そういう場を全く持ってないんです。民間にポンと投げてるという状況であるということなんですね。もう当然、担任の先生や学校側は一生懸命やってくれはるんですよ。それをもうね、ブラックの中でやってくれてはるのよく分かるんですが、そういうところから見ると、公としての責任というものをどういうふうにお考えなのかなと。これからどういうふうに果たしていこうと思ってはるのかなということで、今日、ちょっと、1つは質問させていただいてるんですが、その点についてどのようにお考えですか。

- ○議長(新澤良文君) ちょっとこれ、憲法に基づいてって、憲法違反してるってこと言うてはるんですか。
- ○教育長(安田光治君) 教育の機会均等ということでおっしゃられているかなと思 っております。今、小学生3名、中学生2名、先ほど次長のほうからも報告があ ったと思うんですけども、学習の保障ということについては、その子たちは放課 後来て勉強するということもできる時もあるんです。学校行事とか大きなそうい う催し等には参加できるとか。そこまではできるんですね。だから、担任が関係 を断たないで、そのプリントがあったら渡しに行くとか。また、その都度おうち に上がらしてもらえるなら、お家で学習支援をさせてもらうとか。そういうこと は、3人の子どもに対してはしております。中学生については、Chromeb ookで授業風景をずっとつけて、オンラインにしながら、これも許可なんです けども、保護者の許可を得ながら、それでよろしいですかということで、動画を 配信させてもらっているような状態で、講習別には取り組みは違うんですけども、 そういう点で学習保障しているところです。先ほど言われましたべいすにつきま しては、学校のその適用教室につきましては、やはり、その教室が必要になって きます。また、ほっとくわけにもいかないから指導者もいります。だから、その 辺では費用負担。これが県費でしてくれたらいいんですけども、できなかったら 町費になっていくかなと思うんで、全くゼロではないです。だから、今、先生が

不足している中で、そういう指導者を見つけることも大変苦労で、だから、どことの市町村もそういうことが大きな課題になってるかなとは思うんです。結論的には、先ほど、べいすのその経済的な支援ということで、これは先ほど、事例は、宇陀市とか葛城市のことをおっしゃられましたけども、その辺では、またちょっと、色々と注視していきたいなと思っております。

- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 民間施設利用にあたっての費用負担の軽減ということで、私、 質問をさせていただいたんですが、学力保障っていうのは、いろんな形があると 思うんですね。通信制でやってみたりとか、本当に個別でお願いをしたりとかね。 本当にいろんな形があると思うんですが、それをやっぱ、十分に学校へ、不登校 の子は行きたくても学校に来れないという状況もあるんでね。校内適用指導教室 を作って、本当に来るかと言ったら、それも疑問なんですよ。それは難しいとこ ろです。もうよく分かったうえで質問してるんですね。でも、それでも何ができ るかなということを皆さんそれぞれの市町村で探っておられるところかなと思い ますんでね。あくまで、そこの公教育の役割と、やっぱり学力保障、学力保障と いうか教育を保障するということをね、念頭にお願いをしたいということであり ます。それと、この前、ちょっと、小学校と中学校の校長先生のお話をちょっと 聞かせてもらって、ちょっと、一番頭に残っていることをここでちょっと言わせ ていただきたいんですが、県からのなんかアンケートで、学校で一番嬉しかった ことは何ですかと。学校の先生に求めることは何ですかというような、そのよう な質問に対して、小学校、中学校ともに一番多かったことが、分かる授業にして ほしい。この前、勉強が分かってとっても嬉しかったと。そういうことが、どち らも一番多かったということなんですね。当たり前のことなんですが、やっぱり、 子どもたちは分かりたいんです。分かったらとっても嬉しいんです。そしたら、 本当に、また、生きる意欲も湧いてくるのではないかと。それは不登校の子とか そんなこと関係なく、子どもたちが持っている、ここに持っている、この中に持 っているものではないかと思うんですね。そういう意味で、やはり、学力保障を きちっとしていくことは、子どもの願いでもあり、そして、子どもたちが将来生 きていくうえでの大きな力になるということで、是非とも知恵を絞っていただき たいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、子どもの医療費でございますが、あと250万円単費プラスをしたら、1 8歳まで無料にすることが、一部負担もなくすということができるというお話で ございましたが、今年度は、高校生の医療費を単費で負担をして、200万ほど 負担をしているかと思います。県の負担が半分になりますと、約100万ぐらい その分減るのかなと思うんですね。そんなところをプラスマイナスすると、15 0万ぐらいあと増やしたら18歳までなんとか無料にできるのかなと思いますん でね。是非、ここのところ、18歳まで一部負担金全てなくすということを、決 断をしていただいて、予算化をしていただきたいなと思うんですが、町長いかが でしょうか。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 新澤議員のご質問にお答えさせていただきます。18歳までの子ども医療費の窓口負担ゼロということです。私としましては、令和5年度から、今まで中学生までのやつを高校生まで拡大をさせていただきました。来年度から、今のところ聞いてますのは、県内で、ある程度の団体が一緒にやろうということで、まずは、中学生までの現物給付ということで。今、ご提案で、その際もう全部500円をですね、簡単に言いましたら、500円も全額0にしたらどうですかというご意見だと思います。出し惜しみしてるわけじゃないんですけども、そういうご提案でございますんで、ちょっといろいろ他の団体とかですね、状況も勉強させていただいて適切に対応していきたいと思います。ただ、一応、順番を踏んでやっていきたいとは思っております。以上でございます。まず、最初に来年度は、まず、現物給付やらせていただいたらなと。まず、そういう形で思っております。以上です。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 可燃ごみの祝日収集でございますが、毎回質問の中で、職員が足らないのでできませんという話ですが、今の定員の中で、5時までの間で、 確実に週2回収集というのは、組むのは難しいんでしょうか。
- ○議長(新澤良文君) 吉田課長。
- ○住民課長(吉田宗義君) 失礼いたします。ただいまのご質問でございます。今、現在、可燃ゴミにつきましては、月曜・木曜コースと火曜・金曜コースということで、2コースで収集をしております。基本的には可燃ゴミについては、午前中に極力集めるようにしております。というのが、昼からは不燃ごみであったり、資源ごみであったり、粗大ごみであったりというのを収集に回っております。ですから、今、現在、可燃ごみにつきましては、手一杯という形でございます。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。

- ○8番(新澤明美君) すいません。あと何名従属したら、この祝日収集というのは できるんですか。
- ○議長(新澤良文君) 吉田住民課長。
- ○住民課長(吉田宗義君) 失礼いたします。ちょっと私も、まだ住民課来て経験が、まだ浅いもんで、はっきりと何名というのはなかなか言い難いんですけども、燃えるゴミ、1車3人ずつ乗車して、今、現在、集めております。祝日、やっぱり、年間20日近くありますので、やっぱり、その分出勤しますと、当然、代休等、職員も休んでもらわないといけませんのが関わってくると思いますので、ちょっと、今、人数は分からないですけど、また、人事担当かとも相談させていただきたいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) これまでの回答でね、人は足らないからできないという話で ございますが、今、代休も考えたらなんかよく分からへんって、それ回答じゃな いと思うんですよね。実際に、あと3名やったら3名、6名だったら6名、あっ たらできますとかね。どこまで検討して回答されているわけですか。そこら辺。 どういう検討された回答ですか。人数が足らないというのは。お答えください。
- ○議長(新澤良文君) 吉田課長。
- ○住民課長(吉田宗義君) ただいまの新澤議員の質問でございます。私のちょっと 考え方としては、1車に3人乗るんで、その1車分余裕があれば、祝日も回って いけるかなとは思いますけども、それが実現できるかどうかは、ちょっと、全然 分からない部分でございますので、今後また、先ほど言いましたように、人事担 当課とも協議させていただきたいと思います、
- ○議長(新澤良文君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただ今の新澤議員からいただいているご質問に対してでございますが、ゴミの収集現場のほうの職員につきましては、一部ちょっと休暇に入っている職員もおり、もうかねてよりずっと職員募集のほうもさせてはいただいてるんですけれども、なかなか人員が集まらないというのが現状でございます。ただし、正規職員ということになりますと、また、応募者がある可能性もございますし、そこら辺よく今年度もまた検討してまいりたいと思ってますが、今、現状ではずっと募集してるんですけれども、どなたも応募がないという状態が続いているということをちょっとお知らせさせていただきたいと思いました。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。

- ○8番(新澤明美君) 今、応募してるのは臨時職員ということで、臨時職員を1名。 1名。ちょっともう少し、ちょっと説明いただきますか。それは、今休んでる人 のための臨時職員なのか。何のための臨時職員かよく分かんないんです。ちょっ と説明いただけますか。
- ○議長(新澤良文君) 誰回答するの。東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 説明が不十分で申し訳ございませんでした。今、募集しておりますのは、会計任用職員でございますので、臨時的な職員でございます。昨年度も正規職員で募集のほうをさせていただいたんですけれども、なかなか見当たらなかった。募集がなかったという事実がございます。最近、本当に募集はしても、なかなか人員が集まらないというのが現状でございます。今年度の職員採用に関しましては、再度検討したいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 集まらないっていうのは大変だなと思うんですが、それは、何のために職員採用してあるのか、ちょっとよく分かんないんですが、募集をされているのが、今休んでる方がいらっしゃるんで、そこを埋めるために会計年度で採用を募集をしているということですね。そういうことですね。今の同じ体制の中で人が足らないということで募集しているということで間違いないですね。そういうことですね。
- ○議長(新澤良文君) 新澤さんの質問とずれてる回答。東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 失礼いたします。今、募集しているのは、新澤議員おっしゃるように、今、休職になっている分をしております。先ほど来のご質問は、ゴミ収集の祝日収集等を可能にするためには、何人の職員が必要ですかっていうことだったと思うんですけれど。と思うんですけれども、担当課長のほうから先ほどありましたように、休暇等をいろんなことを考えると、あと2人から3人程度は必要と思いますというような報告は私のほういただいております。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) ちょっと、私、今日は持ち合わせてないんで申し訳ないんですが、祝日収集をやってない市町村っていうのは、ほぼないと思うんですよね。 祝日収集も全部やってますね。可燃ごみについてはね。なんでできるのかと。なんで高取はできへんのかと。今、体制がないからという回答でございますが、よそと比べて一体どうなんかと。そこら辺ね、ちょっと、やっぱり、比較検討が必要かなと。本当に職員に無理をさせるつもりもありませんが、そこら辺の比較検

討が必要なのではないかなというふうに思います。収集業務のあり方について、 是非ともご検討を、いろんな面からお願いをしたいと思いますので、よろしくお 願いします。

次に、積み上げられた廃棄物の度重なる崩壊について、ということでございますが、今、事業課のほうで道路に溜まったのに関しては、綺麗に整備しているという回答だけでございましたが、それは当たり前の話でね、毎回、毎回、本当にご苦労様でございます。本当に、あの崩壊した下に人間がいてたら、本当に大変なことになるし、以前は、あれが家のところまで落ちてたということもありまして、本当に命と財産に関わる問題です。これは事業課ではないかなと思うんですが、土砂盛りの関係では、以前に盛られたものなんで、対応できないという話でしたが、実際のところ、本当に今、崩壊している中で、それに対しては、どこの課が対応するんですか。あれ落ちてくることに対して。どういう指導をされておられるんですか。事業課だけなんですか。

○議長(新澤良文君) 答弁誰するんですか。回答は。以前までの説明がね、そういうことでしたよね。市尾の方の持ち物。持ち主が。一部ね、土地は。盛った会社は、丹生谷の新澤組。これ言ったらあかんのか。そこはもう会社が潰れて、どうこうっていうような話で、そこまで言ってたんちゃうあれ。米田課長の時か。違うか。もっと前か。誰が課長の時やったっけ。前の住民課長誰やったん。ちょっと暫時休憩します。

午後 3 時 4 6 分 休憩 午後 3 時 4 8 分 再開

- ○議長(新澤良文君) 再開いたします。新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 土砂と言いましても、やっぱり、廃棄物ということで、だいぶあれは、長年もう大変やった状況の中で、何回も何回も崩れてるわけで、また、これからどうなるか分からへんということで、今後どうするんかと。あれはどこが対応するのかと。廃棄物として対応するならば、先ほど森川議員が、廃棄物なら永久的にね、県としての廃棄物の対応として、きっちり対応してもらわなくちゃいけないということもありますからね。そうなりますと、住民課がね、それ同じように土砂盛りという形じゃなくて、廃棄物という形で、私は本来、そういうつもりで今日は質問をしてるつもりなんですが、どうするのか。その回答を今日求めたつもりです。今すぐ回答無いようですので、また委員会までちょっと持ち

越しますので、回答よろしくお願いいたします。それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

- ○議長(新澤良文君) これもね、事前に通告されてるんでね、回答の準備、どなたが回答するかというの本来は決めといていただきたいなと。新澤さんの持ち時間が約4分残っております。関連質問がございましたらお受けいたします。
- ○2番(西川侑壱君) 新澤議員の持ち時間をいただきまして、関連質問1つだけさせていただきます。生理用品を公共施設、学校トイレに置いてくださいっていう質問であったり、不登校の問題、非常に大切な視点だというふうに思います。その中で、回答で、生理用品を公共施設とか学校のトイレに置くことを検討しますって言われたんですけど、これいつまでに検討するのかっていうことと、あと、これね、先ほどから議長から何度も出てるんですが、通告がある質問なのに調べられてなかったりだとか、予算化できていない、いくらぐらい予算がかかるかとかっていう提示は必要かなと思うんですけど、この辺り委員会までに調べていただくことっていうのはできますか。
- ○議長(新澤良文君) 前田教育次長。
- ○教育次長(前田広子君) 失礼します。これからできる限り早急に、どこの市町村が設置しているかというのを調べさせてもらいます。金額等々まで調べることできるかどうか分かりませんけれども、できる限り早急な対応で回答をさせていただきたいと考えております。
- ○議長 (新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) インターネットで調べてもいくつか先ほどから上がってきてたので、その辺り、また、調べていただきたいと思います。あわせて、可燃ごみの収集に関しても、先ほどからの答弁を聞いてると、いったいこう何名の人員が必要で、今、何人が休職してて、何人足りなくて祝日収集ができてないのかっていうことは具体的になってないと思うので、そのあたりを、何人までの定員が必要で、今、何人が足りなくて、何人が休職してて、何人募集かけてるっていうことをしっかり委員会で説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(新澤良文君) 他にございませんか。

[発言する者あり]

○議長(新澤良文君) いやそれはどうなんかな。自分の持ち時間は。もう委員会で やってくださいよ。 これをもちまして、新澤議員の質問を終わります。そうなんですか。西川議員や俺も言うように、事前通告してるんでね、それなりの回答をいただきたいなと。そのための事前通告やから。それと、なんかその、考えときますとか云々とかいう話なんですけども、そもそもこれ、休日のこれ、回収っていうのをやるかやれんかも決めてないんじゃないの。町としてやるけども足らんねんっていう話じゃないんでしょ。そこら辺もどうするんかっていうのも、また決めとかないと、なんか答弁が、なんかギクシャクしてるっていうか、チグハグしてるっていうか、また、委員会でお願いします。委員会までに。それでは、ここで暫時休憩させていただきまして、次の質問者は私になりますので、森川副議長のほうと交代させていただきます。暫時休憩いたします。

午後 3時53分 休憩 午後 4時01分 再開

○副議長(森川彰久君) 再開いたします。次に、6番、新澤議員の発言を許します。 6番、新澤議員ご登壇願います。

[6番 新澤良文君 登壇]

○6番(新澤良文君) 副議長のお許しをいただきましたので、なるべく通告書に沿って質問させていただきます。まず、1点目といたしまして、土地開発公社が取得した兵庫地区の土地についてお尋ねいたします。産業廃棄物が不法投棄された問題については、平成8年ごろに産業廃棄物が不法投棄され、何度も産業廃棄物が不法投棄されていると指摘してきたところですが、今回の調査で産業廃棄物の不法投棄、並びに水質検査により、水質汚濁も確認されました。検査結果について説明をお願いいたします。また、これまでの間、産業廃棄物は無いとした対応について、どのように説明されますか。お尋ねいたします。また、土地開発公社理事会の議事録の開示を求めます。今回の調査・検査結果を受け、今後どのように対応されるのか、ご説明をお願いいたします。

次に、高取町の防災・防犯対策についてお尋ねいたします。国土、並びに国民の生命、身体、及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的として、災害対策基本法が規定されています。高取町でもこの規定に基づき、高取町災害対策本部条例が定められており、災害に対する備えについて、対応いただいているところでございますが、高取町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱や高取町防犯灯設置要綱などを定め、警察や町消防団とも連

携しながら防犯対策を進めていただいているところでございますが、防災に対する取り組みとして、どのような取り組みがなされているのか、ご説明をお願いいたします。また、防犯対策についてもどのような取り組みをなされているか、今後どうされるのかをご説明をお願いいたします。

3番といたしまして、中川町政についてお尋ねいたします。中川町長の町政が始まり間もなく3年を迎えますが、これまでの成果と今後のまちづくりにおける事業計画などの取り組みについて、ご説明をお尋ねいたします。 壇上のほうからは以上でございます。

- ○副議長(森川彰久君) それでは、ただいまの質問に対する回答をお受けいたしま す。東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 6番、新澤議員の質問についてお答えさせていただきます。 まず最初に、土地開発公社が取得した兵庫の土地についての検査結果についてで ございます。令和4年9月議会におきまして、高取町土地開発公社に対する補助 金1,000万円のご予算のほうを認めていただきまして、令和5年1月20日 から令和5年4月28日の期間で、高取町兵庫地内の公社土地におきまして、ボ ーリングによる土壌分析と滞留水等の水質分析の調査のほうを行いました。調査 結果の詳細につきましては、後日の総務経済建設委員会におきまして、資料を用 いてご説明をさせていただきたいと思っております。

2つ目の質問でございます。土地開発公社が取得した兵庫地区の土地について、これまでの間、産業廃棄物は無いとした対応について、どのように説明されますかという問いでございます。この件につきましては、平成25年から26年の高取町議会の一般質問におきまして、新澤議長の質問に対して、当時の理事長でございます植村町長が、当該土地について産廃は見つからなかった旨の答弁をしております。

3つ目の質問でございます。土地開発公社が取得した兵庫地区の土地について、 産業廃棄物は無いと決議した高取町土地開発公社の開催日時はいつか。また、そ の理事会の議事録の開示を求めますという質問でございます。平成24年6月5 日の控訴審の和解におきまして、和解を決議した公社理事会の開催日時は、平成 24年6月1日金曜日午後1時から午後2時10分でございます。産業廃棄物は 無いと決議した公社の理事会の開催日時につきましては、過去の議事録を確認い たしましたが見当たりませんでした。なお、和解を決議した平成24年6月1日 の公社の議事録につきましては、令和5年6月5日にお渡しをしているところで ございます。

4つ目の土地開発公社が取得した兵庫の土地の今回の調査・検査の結果を受けて、この後どのように対応していくのかという質問についてでございます。繰り返しになります。関係者の皆さまとご相談のほうをさせていただきまして、公社理事会において慎重に対応を検討し、また、議会にも報告をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議長。検査結果は今のような答弁でいいですか。
- ○6番(新澤良文君) 再質問できつめに考えてるんで、後でいいです。
- ○副議長(森川彰久君) この1番の回答を先に済ませましょうか。
- ○6番 (新澤良文君) 1つずつでよろしいですか。
- ○副議長(森川彰久君) はい。
- ○6番(新澤良文君) じゃあ1つずつ。ちょっと分かりやすいんで、聞かせていただきます。この水質検査、この土壌検査等々の結果も我々地元の者は、当たり前、やっぱりなということでございます。町長は驚いた。検査結果を驚いたということだったんですけども。職員の皆さんどうですか。みんな分かってたでしょ。こういう結果が出るというの。分かってたよね。あそこで不法投棄してたっていうのを皆分かってることでしたし。それをね、包み隠しとったということですんで、まず、調査結果の詳細は総務経済建設委員会で説明するということでございますけども、町民の生命、あるいは身体に関わることですんで、急を要することでございますんで、ちょっとその点について、事前に皆さんにもいただいてると思うんですけども、この検査結果の点についてお尋ねいたします。この7ページでございますけども、7ページの中の第2種っていうところの「鉛及びその化合物」っていうところで、15未満が、15未満以上であれば、ダメだと言われてる基準なんですけど、これ1、300あるんですよね。2番のところなんかにすると、1、300って異常な数字でございます。人体に影響を及ぼすような数値でございます。この辺は、理解はされてるんですか。
- ○副議長(森川彰久君) 回答の前に新澤議員。15やなしに、右から3番目の基準値150ということで。
- ○6番(新澤良文君) 150。ごめんなさい。150です。これ1番が15でした ね。150です。
- ○副議長(森川彰久君) はい。15を150と訂正します。回答はどなたがしてくれるんですか。

- ○6番(新澤良文君) いいですか。
- ○副議長(森川彰久君) はい。
- ○6番(新澤良文君) なんでこんなこと申し上げると言いますと、鉛中毒を起こします。これがね、周りのね、農作物をされてる方、あるいは周りの民家の方ところの土地、あるいは水源・水質も調べたほうがいいと思います。これも僕も専門家、たまたま僕も産廃の反対運動をしてる者ですから、専門家、あるいは専門的な弁護士の先生にお尋ねしたところ、「これもう異常な数値だよ」と。「人体に影響を及ぼすよ」ということで、僕はもう急を要すると思っております。なので、これ町の所有地でもございますし、1日も早くこの兵庫大字、この周辺の住民の方に説明会をして、そして、この周りの土地の水質検査・土壌調査もしなければいけないと思っております。その点について、中川町長どう思われますか。
- ○副議長(森川彰久君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 調査結果、先ほど、私はあちらのほうで、今、こういう結果が出て驚いたと。これ本当の真実の気持ちでございます。先ほど言いました関係の皆さんにいろいろご相談させていただくという、この調査結果をもって、どの程度、どういう形になるのか、これ私も全くそこらへん素人でございますんで、法律の話とは別にこういう結果で、どういう形で、例えば、今、議長おっしゃったように人体にどういう影響があるかとか、その範囲とかですね、そういうその数値をもって、どういうふうに評価するのか、そういうことは必要やと思ってます。そういう意味で、いろいろな方とご相談をさせていただきたいということで、先ほどご答弁をさせていただいております。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) これね、これぐらいの数値が出てるということはね、これ汚染土壌認定、あるいは指定ということで、県にやってもらわなきゃいけないぐらいのレベルでございます。この辺のことは、総括参事、県からいらっしゃってるんで、ちょっとお尋ねしますけども、そういうご認識がございますか。
- ○副議長(森川彰久君) 総括参事どうですか。山本総括参事。
- ○総括参事(山本修平君) 失礼いたします。総括参事の山本です。ご質問に対して お答えいたします。県も含めまして、今回の事案に対する専門家のご意見等をで すね、県に対しても当然、聞く必要はあると思いますし、専門家の方にもご相談 をさせていただいたうえで対応していかなければいけないというふうに考えてお ります。以上です。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) まだされてないんですか。
- ○副議長(森川彰久君) 山本総括参事。山本総括参事。手を挙げてから、指名を受けてから回答してください。山本総括参事。
- ○総括参事(山本修平君) 現状、県のほうには、今、相談はしていないところでご ざいます。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) そこら辺がね、本当に行政のほうは兵庫の住民とかこの周辺の住民のことどう思われてるんですか。こんな、その1,300。あるいはね、1,100。ナンバー6のところ、1,100ですねこれ。ボーリングしたところ。こんな数値が出てる。異常な数値が出てるにもかかわらずね、普通こういうことで、もう普通のこと言うてごめんなさいね。普通の神経ならね、こういう数値が出たら、「いや、これうちボーリングしてみたらこんなこと数字が出たんです」って言って県の廃対課、あるいは顧問弁護士等々にも含めてね、即座に質問するんじゃないんですか。普通の神経ではですよ。これ逆に行政としてしなきゃいけないんじゃないですか。不法投棄されとったということなんで。これどうなんですか。
- ○副議長(森川彰久君) 誰回答すんの。休憩する。中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 先ほどから申し上げてますとおりでございます。いろんな専門家、早急にご相談させていただけたらと思っております。認識が甘いとおっしゃられば、もうそういうことだと思うんですけど。今、こういうことを初めて、私は初めてやったんで、ちょっとそこまでの早期の対応というのは、危機意識持っているつもりなんですけど、できてなかって申し訳ございませんでした。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) これもう公社の問題とは言えね、この公社というのは、本当に破綻しておりまして、町が毎年、約4,200万円債務保証をして、簡単に申し上げますとね、この土地開発公社、別の団体とはいえ、町が債務保証して、借金を毎年払っているということですんで、これはもう町民の大事な大事なお金、税収から、高取町の税収の中から払っているということですんでね。こんなことでも、秘密性があるからとか、公社の問題だからって言って、前の町長はよくおっしゃってましたけども、これもう条例とか、云々とかいうのも、これもう取っ払ってね、もう本当にガラス張り、ガラス張りで公開して、何があったかってい

うのも公開して、公表して、それで問題意識を持って対処したほうがいいと思う んですけども、どう思われますか。

- ○副議長(森川彰久君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 新澤議長のご質問にお答えします。公社の非開示という、現 状はそういうふになっております。その当時は、私分かりませんけども、訴訟も だいぶあったように思います。そういう意味で非開示になってたんかなと思いま す。公社含めまして、今後、開示していくのかなとは思ってるんですけど、ちょ っと他の公社の具合もあると思いますので、ちょっと勉強させていただいて、対 応させていただきたいと思います。以上でございます。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) ほんとにこの開発公社の理事会でも、僕もう再三再四申し上 げてるんですけどね。この当時ね、担当していた、例えば、総務課長だった三井 さん。これ証人喚問で呼んでくださいということで、何回もお願いしてるんです けど、呼んでいただけない。本当にこの問題を解決しようとするならば、何が問 題であって、どこに不正があって、どこにどういう問題があってっていうことも、 やっぱり膿っていうのは出し切らないと、本当に腐ったままになってまうと思う んですよ。だから、これはもう公社の問題ですけども、もう本当に町のほうで開 示していただいて、あるいは、もう議会の皆さんどうですかこれ。もうワクチン の100条終わったら、これ公社の100条やりませんか。本当に僕はもうやら ないといけないと思いますよ。この本当にいろんな当時の筒井町長もはじめとし て、関係者の方に、もう本当に尋問しながらね、この時何が問題だったんだって いうことも含めて、膿を出し切らないと。こんな後から後からこんなことでやっ てね、したところで何も変わらないし。なんか、その東副町長だけがね、この時 の関係者ということで、今日は芦高課長、病気で休んではりますけども、当時の 関係者の人がいてないんで分からないんですというような答弁しか返ってこない んやけども、そんな舐めたこと言うとってええんかと。それで、この土地開発公 社って言うたら、理事っていうのは全部職員がなってるわけでしょ。それで一部、 2名が議会議員ですか。監事が1名、議会からもいってる。ですよね。当時のこ とで分かりませんじゃ通用しませんよね。それとまた、なんか議事録が作成がで きてないという期間があったということなんですけど、約5年間。これはどうい うことなんですか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。

- ○副町長(東扶美君) はい。ただ今の新澤議員のご質問でございます。議事録が確認できないっていうことが分かりまして、調査のほうをした結果、音源は残っておりますけれども議事録が起こせてない。そして、議事録署名委員の署名が当然もらえてないということが分かりました。本当にあってはならないことなんですけれども、早急に議事録のほうは作成するようにさせていただきます。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) だから、その、ボイスレコーダーでは撮ってるけども起こしてないっていうこと。そういうことでよろしゅうございますかね。じゃあ、だから、その会議の模様は分かるってことでいいんですよね。いつまでに出してもらえますか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまのご質問についてでございます。できるだけ早急に 対応したいと思いますけれども、2月程いただけたらありがたいなと思っており ます。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) ボイスレコーダーが、録音はしてるけども、議事録に起こしないってこと分かってからすぐに取り掛かっていただいているということで、それでよろしゅうございますか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまのご質問でございます。一部テープ起こしが完了した議事録も2程ありますし、今、作成途中のものもございます。分かってから対応はさせていただいております。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 2か月って言うてもね、本当にあれなんです。もう専門家に 委託してやらはったらどうなんですかね。誰がやってるんですか。業者にやらせ てるんですか。職員にやらせてるんですか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 今の質問ですけれども、業者のほうに委託等はしておりませんでして、事務局の職員のほうで、今、作成しております。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 誰がやってますか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。

- ○副町長(東扶美君) 今、公社の事務局もってます、辻村君のほうにお願いをして おります。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 辻村君っていえば、他の仕事もいろいろやってますんで、この仕事に専念してるとは思えないんですけども、どうですか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまおっしゃられたように、かなりたくさんの仕事を持っている職員ですので、これに専念しているということではないんです。ないです。ない状態です。今後の業者委託も含めて考えさせていただきたいと思います。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) これだけ大事な問題で、これだけ大事なことであっても、まだこんな認識なんですよ。怖いでしょ。だからその、職員が、西川委員の質問でもあったけども、職員のスキルっていう問題よりも、もう人間性って言わんなしゃあないかなっていうような。こんなこと言ったら、また住民の方に怒られるかもしれない。職員に厳しいとか言うて怒られるかもしれませんけど。自分らちょっとどないなっとんの。こんだけの問題で、それで議事録がこうやって出てこない、起こしきれてないっていうことで、いろいろ仕事してる人間にやらしますから2か月ほどかかりますとか言って。それ専念して一生懸命やってるわけじゃないじゃないですか。こんなんでいいんですか。町長どうですか。この仕事のやり方。
- ○副議長(森川彰久君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 職員さん一生懸命やってくれてるのはもう十分承知なんですが、あえて、私としては、ちょっと、今、なぜ業者に頼まないのかなというのをふと思いまして、テープ起こしについては、私就任させてもらってから、たぶんお金がもったいないとか、職員でやったらということやと思うんですけども、こんなんもう、今、AIの時代なんで、渡したら、2・3日だったら、だいたい何時間なんぼでやってくれる。もうデータで。結局、最後は見なダメなんですけどね。歯抜けになって帰ってくるのが多いと思うんですけど。それはもう、前後の脈々見てって、1から起こしていくのと全然違いますんでね。職員がやるべきところ、それと委託業者がやるべきところ、それはもう、私ここに就任させていただいてから、何でも自分たちでやろうという気持ちで、いろいろ職員の皆さんやっていただいてるんですけども、そういう時代じゃないと思ってます。必要な分

はお金をかけて、お金で解決して、委託業者でやっていただく。それと、委託業者の責任の役割分担。それと、職員がするところ、企画・立案・業務については、責任持ってやる。企画・立案したことの実行は、業者のほうでお願いするというふうなことにすればいいと思います。だいぶ時代も変わってますし、そういう意味で、そういう単純作業って言ったら言葉悪いですけども、そういうやつ、機械でやれるところはやっていただいたほうが、最後は人間が、最後はどっちにしても見ていかなあきませんねんけども。これは、今のテープ起こしだけじゃなくて、全ての業務について、私はもう思っているところでございます。以上です。早速対応するように、ちょっと時間はどれくらいかかるか分かりませんけども、させてもらえたらと思っております。以上でございます。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) ですよね。これ本当に、もう今後、これ係争問題になるんですよね。これ産廃を出せって言うて、業者に言うわけでしょ。もう産廃があったと。ほんなら仕方ないんやから。となると、上の、僕もう公社理事会でも申し上げてますけども、これYouTube流れてるから、あんまり業者のあれになってしまったらあかんから、あんまり言わないほうがいいかもしれないですけども。やっぱり上のソーラーの会社。ソーラーめくってまえ。土砂出す。誰が出すねと。業者側は、いやいや高取町ともう和解終わってるやないかという話なんですけども。高取町としたら、いやいや和解の中に、あれば出すって書いてあるやんっていうことで。これどっちみち係争なりますよね。こんな大事な問題をね、この当時の議事録をテープ起こしに、いや、辻村君事務局やから、ちょっと手すいた時にちょっとやっといてっていうことで、2か月くらいかかりますねんっていうのは、こんなことでいいの。もっと危機感が持っていただかないと。これとんでもない莫大な金かかりますよこれ。産廃出すのに。まず、もう1点引き続いて質問しますけども、この和解する前に産廃を確認してないということでよろしゅうございますか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの新澤議員の質問でございますが、産廃を確認した・・・
- ○6番(新澤良文君) ちょっと質問の仕方が悪い。ちょっと、もう一回質問させて。
- ○副議長(森川彰久君) ちょっと答弁待ってください。そしたら。
- ○6番(新澤良文君) 和解をする前にね、この場所では、産業廃棄物の不法投棄が

されていたであろうということは、もう職員の皆さまも町民の皆さまもだいたい分かってる、思ってる中でね、そういう土地を公社が買った。その後も不法占拠されて、そこで、まだそういう業務をされていたということで、町が裁判を起こして、一審は勝って、二審で高裁の前に和解したっていうことでよろしゅうございますね。

- ○副議長(森川彰久君) 手を挙げてください。東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまのご質問のとおりだと思います。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) であるならばね、この和解をする前に産廃があるかどうかっていうことを確かめるのが筋なんじゃないんですか。それは何でしなかったんですか。
- ○副議長(森川彰久君) 挙手してください。東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 今、議員おっしゃるように確認すべきだったかなというふう に思います。ただし、その当時、なぜ確認しなかったのか、そういう指示があっ たのか、なかったのか、その辺については分かりません。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) その当時の理事の皆さん全員がね、そういう話が出なかった んかなっていうのは、これ不思議で、森川副議長の質問の中でもありましたけど もね、あの公社の理事会、これからその議事録を見ていきながら、やらなあかん わけなんやけども。普通はですよ、普通は、産廃が埋められていた土地を買った、 公社が買った、その後もその業者がね、そういう業務をされてたってことで訴え て、してるような土地なんやから、和解する前に掘って、その場所は、和解金、 あれ8、000万ぐらいでしたっけね、11億円もらえるやつを、11億円はも うもらわなくてもいいと。8、000万円だけもらって、その産廃入りの土地を もらったということですね。言うたら、ゴミ山もらって、8,000万で和解し てあげたみたいな。極めて業者に有利な和解。和解の内容のことは申し上げませ んけども。そうであるならばね、その土地に産廃があるか、ないかということを 先に調べなきゃいけないというの、これもう普通のどおりですよね。それでその 後に、和解の後にウエストコーポレーションとソーラーパネルのね、賃貸、土地 を貸すということで上にソーラーパネルをするわけなんですけどね。これ前の町 長はビジネスチャンスっておっしゃってましたけども、高取町が売電をね、ソー ラー事業するんであれば、今、これ40何円やから早よしやんかったら、ビジネ

スチャンスやからっていうこと分かるけども、高取町なんて売電事業なんかしてないですよ。土地貸してるだけですよ。業者が儲かるか、儲からへんかっていうだけの問題で、何も急くような問題でもないし。だから、そのウエストコーポレーションに貸す時に、慌ててこれ掘られてるわけなんやけどね。検査したっていう定にしてるんですけども、これは何でやられたんですか。どっか議会から指摘あったとか、他の理事さんから指摘があったとかっていうことで掘ることになったんですか。

- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 失礼いたします。今、新澤議員がおっしゃられてるのは、整 地の確認のことでしょうか。
- ○6番(新澤良文君) そうそうそうそう。
- ○副町長(東扶美君) これにつきましては、和解条項の4項のほうに記載がございまして、堆積土砂を平均化して整地するという条項がございましたので、それに基づいて行われたものと思います。特に議会とかからということではなかったと思います。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 和解条項の4項って、控訴人は被控訴人に対し、平成25年6月5日までに本件各土地上の体積土砂を別紙に記載の方法により平均化し設置する云々っていうところですかね。これ和解条項も持ってるんですけども。というのがね、なんでそういうふうに申し上げると言いますと、これ整地完了確認が25年の1月23日なされてますよね。そこから、先ほども森川副議長のほうからありましたけども、25年の2月21日にウエストコーポレーションと20年の契約をしてるわけなんですけど、その間ですよね。いわゆる、三井さんと土橋理事が、山本商事が掘った、山本商事言うたらあかんのか。Y商事が掘った穴3箇所を、あれもう水質とか土壌とかやってないですよね。目視で産廃が、5mの穴か。もくさつって言うの。何て言うの。目視やね。目視でゴミが埋まってるか、埋まってないかっていうのを調べたというの、この間ですよね。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長 (東扶美君) ただいまのご質問でございますけど、平成24年の11月9日に現地のほう確認に行っておることでございます。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 11月9日。ウエストコーポレーションと契約する3か月ぐ

らい前にやったということやね。そやから、これはほんなら、それも和解の後やね。和解は6月やからね。整地完了の確認をする時に掘った。掘って目視で産廃が埋まってなかったというようなことをされたと。そういうことですね。おかしくはないですか。これだけの問題土地、もうこれ誰しもが問題の土地だということを分かっていて、町はもう裁判まで起こして、これもう土地を、産廃事業をやっていた会社から土地を買って、その後も不法占拠されていて、お金を返しという、買った金額ですけど。それで、そういう形でしてるのに、産廃埋まってないっていう確認をね、その産廃をやっていた業者が掘った穴3箇所から目視して、これを前の町長とも僕これ、1期目2期目と、これ議員になってからずっとこれ、やりあってましたけども。掘れ。掘れへん。掘れ。掘れへん。ということで。うちは1回行政が掘ったということやから、行政の決定は覆せないっていうようなことも答弁をされてしたと思うんですけどもね。こんないい加減な検査をやってやね、それをなんかこの錦の御旗じゃないけども、いやもう完璧なもんやっていうふうに胸を張ってね、それで今まで対応していたというのは、これ気持ち悪くはなかったですか。まず副町長、気持ち悪くなかったですか。

- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまのご質問でございますけれども、平成24年の11 月9日の現地確認の状況等、どういった状況で行われてたかということについて は、承知のほうしておりませんでしたので、先の理事会まで私のほうも知らなか ったので、町のほうで3か所を掘った、何も出てこなかったということをそうい うふうに認識をしておりました。どういう方法で掘ったか等については、私はそ こについては知らなかったです。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 単純にね、とは言えね、僕ら分かってるんですよ。住民とか関わってた者とかね。もうあこに埋まってるの分かるじゃないですか。もう入り口のところの木見てくださいよあれ。あの木、根から腐ってますよ。下ちょっと見たら油浮いてますよ、道路も。あんな状況でね、産廃埋まってないって。どういう方法で調べたかも分かりませんから知りませんでしたじゃなしに、なんか胸の中気持ち悪くはなかったですかっていうことを聞いてるんですよ。それどうなんですか。もう正直にお答えください。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 今、おっしゃられるように、本当にその当時私もそのことを

整地の完了がなされたということすら、当時の理事会に廃棄物がそこにないっていうような確認もされてなかったように思いますので、知らなかったというのが本当のことでございまして、そういうことを本当に知っておれば、言われますように本当に気持ち悪いというか、もうそういうことがあってはならないというのは正直な気持ちです。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 過去の議事録を見ておりますとね、元議員の田中義光さんが、これ前、公社の監事かなんかされてたかな。業者はね、Y商事は、あそこからゴミを出していたという答弁されてるんですよ。おられたと思うんですけどね、理事なんで。出していたということを答弁されているということは、やっていた。埋めていたということ。逆に裏返すとね。過去には埋めていたけども出したっていうような答弁にも取れるわけじゃないですか。だから、あそこで何か何某なことはやっていたということ分かるでしょう。それは分かってたでしょ。町に勤められて、御所出身やねんから。前も通ったりもするでしょう。ダンプとか。あれなんやから。それどうなんですか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 何某かやっていたというか、何かがあったということは分かりますけど、それがどういうことだったのかという具体的なことについては、分かりかねます。
- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) あの当時、町会議員されていた、例えば、西本徳治さんです かね。あの方が議会でも取り上げておられたと思うんですけどね。黒い水が出て いたとか言うて。そんなこととか聞いてるから、全く分からなかったって言うた ら、ちょっと白々しくないですか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) 当時、西本徳治議員だと思いますけど、そういうお話あったんかなと思いますけど、私、23年から公社の理事のほうに入りまして、それまで違う部署でおりましたし、なかなか具体的にそういうお話を聞く機会もございませんでした。23年以降は、公社の理事として入っておりますので、それ以降のことについては、思い出せる部分もあるんですけれども、ちょっとそれ以前の、多分、西本議員の話は、それ以前の話だと思いますので、ちょっとそこ分かりかねます。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) あと何分ある。
- ○副議長(森川彰久君) あと8分です。
- ○6番(新澤良文君) そんだけしかない。まぁいいんですけども。もうこうやってね、自分らみんな知ってるやろ。あそこであれしとったん。高取町住んどった人間とか、高取町皆分かってるはずやんか。せやから逆に言うとね、いやどういう形で調査したか知りませんでしたっていうほうが無責任なんですよ。ちゃんと理事やってるんであればね、和解をするかせえへんかという決、多数決でも和解することに賛成で手挙げてるわけでしょ。賛成の手挙げる限りは、どういう形で調査されとって、本当に産廃がないっていうことが分かったからっていうことまでちゃんと自分で分かっとって手挙げないと、それは無責任と違いますか。どうですか。
- ○副議長(森川彰久君) 東副町長。
- ○副町長(東扶美君) ただいまの質問でございますが、そのとおりだと思います。 もっと理事として、しっかりと責任を持って対応すべきと思います。
- ○6番(新澤良文君) 他の質問もあるんでね、後はもう委員会にまたあれしますけ どもね、ちょっと自分らええ加減にしときやという話ですよ。例えば、この産廃 の件にしても、これ県にも相談してない、弁護士にも相談はこれからやりますみ たいな。自分、県から来とって何しとんの。何しに県から来とんの。そやろ。こ んなことあって、ボーリングしてきて、産廃出てきたけど、廃対課の桝田さんに でも電話してやな、廃対課は、桝田さんは、今もう偉さんなってるんか知らんけ ども。県から来てるんやったら、廃対課に連絡して、いやうち、今、高取町来て るんやけども、ボーリングしたらこんなことやったんですって言って、普通は相 談するやろ。何しに県から来とんの。町長これ、ちょっとほんで対処の仕方遅す ぎますよ。弁護士に相談も含めてやね。ほんでまた弁護士っていうのは、なまく らな弁護士でしょこれ。なまくら言うたら怒られるけどもこれ。時効になってる かどうか分かりませんみたいなこと対応するわけでしょ。産廃なんか時効ないん ですよ。森川副議長言うたように。産廃はもう埋めた者が、不法投棄ないし何か 見つかれば、もう未来永劫出さなあかんのですよ。埋めたもんの責任ですよこれ は。こんな時効もクソもないですよ。それと、もう1日も早くやね、これ県のほ うに汚染土壌の認定・指定してもらってください。これもう1,000以上、こ れ数値が、鉛のやつ、1,300とか1,100とか出てます。汚染土壌の指定

してもらってください。それと、最後にもう1点だけ町長にお尋ねします。これ どうするんですかこれ。今後。産廃出てきましたよね。これ出さなしゃあないじ ゃないですか。

- ○副議長(森川彰久君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 先ほどからご答弁させていただいておりますとおり、現状こういうことですと。いろいろ、それぞれの関係者のご意見、いろんな意見があると思います。そういうことをいろいろお聞きし、また、議員の方のご意見も踏まえてですね、慎重に対応したいと。先程、副町長が答弁させていただいたとおりでございます。以上でございます。
- ○副議長(森川彰久君) ちょっと待ってね。私からも東副町長、そして、山本総括 参事におかれましては、新澤議員からも指摘がありましたように、速やかに産業 廃棄物対策課と今後の対応について協議して、1日も早く、常任委員会ででもご 報告していただくように補足します。
- ○6番(新澤良文君) 本当に危機感がないというかね。これ本当に僕ら戦ってるんじゃなくて仲間なんですよ。これうちは町として、この産廃をいかにして業者に出さすかっていうことで。それで、上のソーラーパネルの会社の補償問題とかもなってくると思うんですけどね。このソーラーパネルの会社とのその話し合いもそうなんやけども。そもそもがね、埋めたもんの責任でしょということで、これウエストコーポレーションにも補償問題、全て出すとなれば、ソーラーパネルのこれ周りですよ。だから、そういうこともあるんでね、本当に弁護士も、また考えてほしいなと。今の弁護士ダメですよ。使えないですよ。弁護士は弁護士でもいろんな弁護士おるんでね。専門的な弁護士に相談していただいて、本当にその、戦う体制になっていただかないと、町民のこれ税金、町民の財産、もう本当に町の持ち出しで、これだいぶいかれますよ。お金。これ住民監査請求でもされて、したらどうします。そやから本当に甘もう見とったらあかんよ。次、ほんだら行きます。

2番の質問行きます。この防災・防犯対策についてですけども、この辺ちょっと 回答いただけますか。

- ○副議長(森川彰久君) 岡本補佐。
- ○総務課長補佐(岡本幸樹君) 失礼いたします。総務課の岡本でございます。新澤 議員からご質問のありました、2番目の高取町の防災・防犯対策につきまして、 私のほうからご回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず

初めに、高取町の防災対策でございますが、専門的な賢智から防災に向けた取り 組みを行えるよう、昨年度から危機管理アドバイザーに来ていただき、昨年度は、 高取児童公園におきまして、上子島大字の方々のご協力のもと、避難訓練、また、 防災訓練を実施いたしました。訓練の中では、奈良県警察、高市消防署、高取町 消防団にもご協力をいただき、閉じ込められた車の中からの脱出訓練、模擬家屋 の中からの救出訓練、女性消防団による炊き出し訓練などを行いました。また、 先月の5月26日には、南海トラフ地震が発生したという想定のもと、全職員を 対象に、非常参集訓練を行いました。朝6時に自宅を出発し、日常とは違う通勤 手段、徒歩や自転車などを含め、災害発生時に職員が参集するまでにどのくらい の時間を要するのか。また、地震が発生したという想定ですので、通勤途中の被 害状況を把握するという意味合いから、道中の写真を撮影しながら、役場まで参 集いたしました。その後は、高取中学校の体育館におきまして、避難所などに設 置するための段ボールベッドやパーテーションなどの組み立てを実際に行い、非 常時に慌てることのないよう訓練を行いました。このような非常時に備えるため の訓練につきましては、今後も引き続き、職員を対象に、いろんな形を想定した 訓練を定期的に行い、防災に関する習熟度を上げていけるよう取り組んでまいり たいと考えております。その他の取り組みといたしましては、各大字における自 主防災組織が、防災用備蓄品整備のためにご購入された経費に対しまして、上限 額を10万円とし、自主防災組織補助金を交付させていただいております。各大 字で設立していただいた自主防災組織につきましては、災害発生時において、即 座に地元住民の方々への対応が可能な、非常に重要な組織であると認識しており ます。こちらの補助金につきましても、毎年継続していくことで、自主防災組織 の体制強化につなげていきたいと考えております。また、6月2日に発生いたし ました豪雨災害では、高取町においては近年にない降雨量により、多数の被害が もたらされました。この大雨による倒木の影響で、国道169号線が通行止めと なり、町道におきましても、町道清水谷市尾丹生谷線などの主要道路が崩土によ り通行止めとなりました。大小合わせ、各地でかなりの被害が出ましたことから、 消防団にも出動要請をいただき、増え続ける被害情報の中、現場におきましては、 事業課、まちづくり課だけではなく、各課からも動員を行い、また、消防団の皆 さまにもご協力をいただき、一つ一つ災害対応をしてまいりました。議会議員の 皆さま方におかれましても、雨の中、被災現場の確認のため、町内を巡回してい ただきましたこと、また、被害情報のご提供など、何かとご協力いただきました

こと、この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。今回の豪雨災害を受け、実際の災害では、想定をはるかに超えるような事態が発生することも考えられることを常に意識しながら、今後の防災対策におきましては、いろいろな方々の意見も伺いながら情報収集を行い、改善すべきところは改善し、より実効性のある対策を講じていけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、もう1つのご質問の高取町の防犯対策でございますが、こちらにつきまし ては、令和3年度から、各自治会で設置いただいた防犯カメラに対しまして、そ の購入、及び設置に掛かる費用に対しまして、補助金の交付をさせていただいて おります。また、議会からもいただきましたご意見をもとに、高取町が主体とな り、町内の主要な箇所に、防犯カメラの設置を進めているところでございます。 これまでの防犯カメラの設置台数につきましては、令和3年度におきまして2か 所、4年度には5か所、今年度、令和5年度におきましては30か所分のご予算 をいただき、現在、設置に向け順次、準備を進めているところでございます。あ わせまして、近年増加傾向にあります特殊詐欺への対策といたしまして、令和5 年度から防犯電話購入補助金制度を設立し、高取町内にお住まいの65歳以上の ご高齢の方々を対象といたしまして、防犯機能を兼ね備えた電話機などをご購入 予定の方々に、その購入、及び設置に掛かります費用の2分の1を、上限額10, 000円まで助成させていただく制度を今年度から始めさせていただきました。 高取町内におきましても、特殊詐欺の電話がかかってきている情報もありますこ とから、元警察官として奉職しておられた危機管理アドバイザーを中心に、橿原 警察、また、新しく開所いたしました高取交番の署員とも密に連携をとり、情報 共有しながら、広報やホームページ、LINEなどのツールを使い、出来るだけ 多くの方々に情報発信を行うことで、被害を未然に防げるよう努めてまいりたい と考えております。先に述べました防災対策、また、防犯対策を講じることは、 住民の方々を守ることに直結することであると認識し、今後も引き続き、高取町 として取り組むべき重要な事案であると考えておりますので、ご理解、ご協力の ほど、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○副議長(森川彰久君) 間もなく 5 時になりますので、この後、新澤議員の持ち時間は、あと 2 分。それと、 3 番の中川町政についての中川町長の答弁もいただかなくてはいけませんので、一応、 6 時までの延長を求めたいと思います。よろしいですか。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 防犯・防災のほう、高取派出所、交番になったのかな。高取 交番になって、元のその言うたら派出所機能というかね、派出所の時であればね、何を言いたいかというと、例えば、市尾の駐在さんなんかでもね、結構回ってくれてはったんで、この前もうちらでも、地元でもあったんですけども、どこにど なたが、家があるかっていうのは、それは分からないと思うんやけども、住所でも分からないんですね。何大字の何番地ってどの辺ですかって警察に聞かれて、いやいや、それ自分、あんたら調べときやみたいなことでっていうことで、うちら評議委員会でもあったんやけども、常日頃のね、やっぱり、スクーターで、井出さんなんかだったら、結構マメにパトロールとか回ってくれてはったんですけ ども、交番になってからちょっと、全体を見やんなあかんということで、細やか なあれがしていただけてないんかなというところがありますんで、その辺もまた、橿原警察のほうに、これまた要望していただきたいなと思いますんで、よろしく お願いいたします。
- ○副議長(森川彰久君) 要望でよろしいんですか。
- ○6番(新澤良文君) 時間ないんで要望にしておきます。次に、ちょっと、3番のほうに。
- ○副議長(森川彰久君) それでは3番、中川町政についての答弁をいただきたいと 思います。間もなく5時のチャイム入ります。それ終わってからご答弁。それで は、ご答弁をいただきます。中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 新澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。これまでの成果と今後の取り組みということでございます。お答えさせていただきます。町民の皆さんのご支援によりまして、令和2年の11月29日から高取町政を担当させていただいてます。ちょうど今、だいたい2年7か月を経っております。それ以来ですけども、長年の行政経験を生かしながら、私の公約でございます6つの基本姿勢をもとに、健やかに住み続けたくなる高取町を目指して行政をさせていただいてます。これまでの町政推進にご理解と、また、ご協力ご支援をいただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。それと、また、令和3年の新型コロナウイルスワクチン接種について、町民の皆さんには多大なるご心配、また、ご迷惑をおかけいたしました。改めて深くお詫びを申し上げます。高取町は過去からの継続的な厳しい財政状況と、それに伴う職員不足によりまし

て、社会の変化に求められる町民の皆さんへのサービスの提供が遅れる傾向があ ったと自分では分析をしております。私の就任以来、議員の皆さまや、また、町 民の皆さまのご提案、ご意見を踏まえまして、少子化対策、高齢化対策、過疎、 人口減少など、急激な社会の変化と思っており、それに対応するために町民の皆 さまへ時代にあった事業を積極的に取り組まさせていただいてます。当然、予算 案件でございますので、議員の皆さまにも十分ご理解をいただいてご議決いただ いたところでございます。また、町民の皆さまの目線での行政サービスの提供や 法令遵守、説明責任、ハラスメントの防止、個人情報等の各種情報の厳格な取り 扱いなど、それを重視させていただくとともに、広報たかとりをはじめといたし まして、織り込みパンフ、また、ホームページ、LINEにより町民の皆さまへ 役場からのお知らせをより充実させていただいて、親しみやすく信頼される役場 づくりに取り組まさせていただいているところでございます。また、あわせまし て、持続可能な財政運営の維持を基本に将来負担を見据えた計画的な事業の推進 を図っているところでございまして、財政の安定化に努めさせていただいてます。 また、町の施設や設備につきまして、まず、既存施設の施設や設備のメンテナン スをまず充実すること。計画的な補修等により、補修等を最優先に優先的にやっ ていくこと。施設の設備の長寿命化、利便性の向上、適切な管理によりまして有 効活用を図っているところでございます。具体的には、令和2年11月末の就任 させていただきまして、それからの予算編成の都度、また、議会の都度でござい ますが、補正予算、また、当初予算で取り組ませていただいているところでござ います。そうしましたら、いろいろ取り組まさせていただいている事業、成果と 言ったらあれなんですけど、今やってるところでございますんで、そちらのほう 簡単に触れさせていただけたらと思ってます。まず、新型コロナ感染症、物価等 高騰対策への生活支援ということで、国の支援金はございますし、また、今回補 正予算を出させていただいておりますけども、町独自の支援をさせていただきま す。まず、防災・減災になりますと、避難所への災害物品、備蓄物品の段ボール ベッド等買わしていただいて、先ほど、岡本補佐答弁してましたけども、そうい う形で使わせていただこうと。あと、防犯カメラ。また、防災訓練の実施など、 防犯・防災につきまして力を入れさせていただいているところでございます。ま た、ため池の改修、また、砂防事業、急傾斜地対策事業。県のほうにお願いして やらせていただいているところでございます。その次は、健康医療、子ども子育 ての関係でございます。また、高齢者の関係でございます。健康医療につきまし

ては、特に、今年度から国民健康保険の関係の特定健診の枠、また、がん検診の 枠、それと、人間ドック・脳ドックの関係について、拡充をさせていただいてお ります。その次、子ども子育てにつきましては、特に、5年度から結婚新生活支 援金、また、出産子育ての応援交付金、また、妊婦さんへのタクシーの移動支援、 新生児の方へのチャイルドシートとかおむつ、また、移動支援させていただいて ます。それと、第2子の方の保育料の無償化をさせていただいてます。また、今、 国のほうでは異次元の少子化対策ということで、ご議論いただいてますが、それ につきまして、判明すれば、町としてもしっかり対応してまいる所存でございま す。次、高齢者の生活支援でございます。1つは、2年度からさせていただきま したタクシーの利用券。これ試行させていただきまして、今年度から本格的にや らせていただいてます。タクシー券の上限を20,00円まで引き上げさせて いただいたということでございます。また、複数枚を使っていただくということ です。学校の教育でございます。1つは、30人学級。それと、また、先生の負 担を少なくするために学習指導員、また、スクールサポートスタッフを配置させ ていただいてます。それとあと、GIGAスクール。例えば、一人一台のインタ ーネットに接続いたしました端末、そういうことを設置、運営をさせていただい ているところでございます。あとは、若干ハード部分でございますが、小学校・ 中学校の両トイレの洋式化をさせていただいたということでございます。今後、 また、先生方の職場環境を改善するために、すでにもう実施させていただいてま すが、公務支援システムの運営等、また、いろいろ対応できるところは対応させ ていただきたいと思っております。それと、通学路の安全対策につきましては、 今年度から防犯カメラも設置をさせていただこうと思ってます。次は、生涯学習 とかスポーツの関係で、リベルテホールの和室等を改修させていただきたい。バ リアフリー化をさせていただきたいと思っております。その次は、まちづくり全 般、これはちょっと将来的なことになりますけども、引き続き過疎地域に指定さ れましたんで、過疎地域の発展計画、それを作成することによって有利な過疎事 業対策債を確保するということで進めさせていただいております。また、仕事コ ンビニ本格稼働、4年度からさせてもらってます。今年度から地域交流スペース いくせいに事務所を移動させまして、皆さんの少しでも働いてみたいと、そうい うことでお助けできたらと思っています。次は、親しみやすい信頼される役場づ くりということで、例えば、ホームページ、また、広報たかとりの増ページ、ま た、折り込みパンフレットを充実させていただくということ、それと、危機管理

という意味では、インシデント管理等を研修等含めさせていただいて進めさせて いただいております。それと、また、役場の庁舎の環境改善ということで、トイ レの洋式化とか植栽について、美化をさせていただいているところでございます。 また、町民の皆さんからご意見をいただくということで、ご意見箱を設置させて いただいたり、今、ちょうど、アンケート調査、昨年も5月から7月までやりま したけども、町民の皆さんの窓口アンケート調査をさせていただいているところ。 それと、あと、移住定住促進につきましては、本日ご答弁もさせていただきます が、老朽危険空き家の解体補助、また、空き家の対策の活用に向けましたリフォ 一ム補助、家財処分の補助ということ。それと、都市計画区域指定に向けまして、 モデル的に実施させていただきます市尾・田井庄・兵庫地区の区域指定について、 検討させていただいてます。それと、また、議員の皆さんからのご提案ございま して、太陽光発電の設置の適正化の条例を制定させていただきました。そういう 形で、できるところはやらせていただいてます。また、あとは、今度はハード部 分になりますけども、ふるさと農道の関係、また、町道清水谷1号線の整備、あ と、砂防公園の環境美化につきまして、樹木の伐採や草刈りをさせていただいて ます。旧高取幼稚園、また、旧育成幼稚園の除却、これは新しい幼稚園を建てる ときの一つの条件ですんで、今はそういう形で、まず、除却しようという形で考 えております。また、文化センターにつきましても、少しでも皆さんに使ってい ただけるような形で耐震診断をさせていただいて、耐震補強、また、改修をでき たらというふうに、今、考えているところでございます。あとはですね、賑わい 創出の関係になります。賑わい創出につきましては、先ほど、前もご答弁させて いただきましたチャレンジショップの関係、それと、ぐるっと高取構想の検討と いうことで、賑わいづくりにつきましてもしっかり取り組まさせていただきたい と思っております。それと、もう1つ、高取城跡の保存整備、これにつきまして も、しっかり県のほうに取り組んでいただくようにお願いをし、また、町もでき るだけ頑張っていくと。あと、もう1つは、古墳の整備ということで、市尾・与 楽古墳群整備、引き継いでさせていただきますということです。あと、財政の安 定ということで、町債の残高、また、基金の残高の状況を見ながら計画的に進め させていただきたいということ。また、ふるさと応援寄付金で少しでも県内外か らいただけるように、町内外からいただけるように引き続き努力をさせていただ きたいということでございます。今、ちょっと、一部しか申し上げてませんけど も、町長就任させていただいて、それ以来なんですけども、議会の皆さんのご意

見もご賛同もいただきまして、おおむね100以上の項目を取り組まさせて、新たに取り組まさせていただいております。それら事業の実施状況を確認しながら、町民の皆さんのお声、また、議員の皆さんのお声をお伺いしながら、PDCAサイクル、これの循環をさせていただいて、町民の皆さまの暮らしに直接結びつくような事業を取り込まさせていただきたいと思っております。引き続きまして、今まで取り組まさせていただいた事業をさらに進めて高取町をより、町に健やかに住み続けたくなる高取町を目指して、持続可能な財政、これ持続可能な財政の維持というのは基本でございますんで、そちらを基本としまして、皆、子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすくなるように、時代にあったサービスを引き続き実施させていただきたいと、着実に行いたいと思っておりますので、ご理解ご協力をいただきますようにお願いいたします。長い答弁になって誠に恐縮でございます。ご清聴ありがとうございます。また、ご質問ありがとうございました。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 大変丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。僕言 ってるのはそういうことじゃなかったんですけども、そういうところで1つずつ、 ご丁寧にいただきましてありがとうございます。本当に中川町長になってからね、 そういう部分では分かりやすい町政やなというふうに、悪口ちゃいますよ、良い こと言うてるんですよ。アンケート等々はね、本当に町民の皆さまにも聞くとい う、聞いていただくというところは本当に取り組んでいただいてるんやという部 分ではね、前の町長とはちょっと違うところかなというのはございますんで、僕 が聞きたいのは、高取町というのはね、本当に駅が3つございます。ほんで今度 は高取バイパスが京奈和道に繋がって、新堂ランプのところでね、つながって、 南阪奈、あるいは京奈和、西名阪、阪神高速とこうつながっていくわけなんです けど、立地的には恵まれた、恵まれた土地なんです。そんな中で、うちはお金も ないんでね、何ができるかっていうと、やっぱり企業誘致等々を考えた時に、本 当に立地はいいと思うんでね、ちょっと工夫をしていただいて、本当に知事さん が変わったということで、今までは県と町とまちづくり協定等々でやっていきな がらね、県にもお支えいただきながらいろんな事業もできたと思うんですけども、 できそうな感じやったかもしれないですけど。今度の知事さんというのは、本当 にそういった意味ではね、無駄なことは一切しないということをおっしゃってお りますし、県議会の先生方とこの前も話しさせていただいておっても、かなり厳 しいよと。厳しい知事やでということはおっしゃっていたんでね、もう町独自で

ね、これ今後、人口減少対策であったりだとか、あるいは、企業誘致であったりだとかっていうことを考えた時に、何ができるかと言ったら、うちはもう土地の提供しかないと思うんです。だから、健幸の森を含め、あの辺の町有地、公社の土地、そういうところをどんどんどんどんこういうのありますよっていうところを企業にアピールしていただきながら、だから、ちょっとどうですか。奈良県人会でも、ちょっと東京の奈良県人会とか大阪の奈良県人会とかそういうとこにもちょっと顔出していただいて、そういう企業さんとそういう交流を持っていただいてやね、町にそういった企業さんにアプローチしながらね、来ていただける、いただけないは、それはもう企業さんの都合もあるんでね、あれですけども。土地はたくさんあるんでね。それも立地の良い土地も持ってるんで、その辺も生かしながら頑張っていただきたいなと思いますんで、この質問のほうは、また、委員会でしますけども、これ要望と言いますか、私の意見として述べさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長(森川彰久君) これをもちまして、6番、新澤議員の質問を終わります。 なお、議長の質問が終わりましたので、暫時休憩後は議事進行を議長にお願いい たしますので、よろしくお願いします。暫時休憩。

> 午後 5 時 1 7 分 休憩 午後 5 時 1 8 分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。以上をもちまして、本日通告いただきました一般質問を終了いたします。以上をもちまして、本日通告いただきました一般質問を終了いたします。本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。散会。

午後 5時18分 散会

令和5年高取町議会第2回定例会会議録

招集年月日	令和5年6月12	2日(月曜日)			
招集の場所	高取町議会議場				
開閉会日時及び宣言					
開会	令和5年6月12	2 日 午前10時0	0分		
閉会	令和5年6月16	3日 午前10時1	3 分		
出席議員(8名)					
	1	番	ê JII	彰 久	君
	2	番 西	ī JII	侑 壱	君
	3	番 名	本 本	告 巳	君
	4	番	本	圭 司	君
	5	番 野	F	勝也	君
	6	番	〒 澤	良文	君
	7	番	₹ 下	明	君
	8	番	~ 澤	明美	君
欠席議員(0名)					
なし					
会議録署名議員					
	5	番 野	F	勝也	君
	7	番 森	€ 下	明	君
	8	番 新	漳	明美	君
職務のため出席した者					
	議会事	· 務 局 新	f 田	靖幸	
	書	記 辻	<u>-</u>	真 佑	

説明のため出席した者の職・氏名

町			長	中	Ш	裕	介	君
副	田	Ţ	長	東		扶	美	君
教	育	Ì	長	安	田	光	治	君
総	括	参	事	Щ	本	修	平	君
総	務	課	長	(5	7	席)
総	合 政	策 課	長	岸	本	資	之	君
税	務	課	長	石	尾	宗	将	君
住	民	課	長	吉	田	宗	義	君
福祉課	長兼新型コロナワ	クチン接種対策	推進室長	桝	井	貞	男	君
ま	ちづく	り課	長	米	田	晴	信	君
事	業	課	長	森	本		修	君
会	計 管	第 理	者	福	若	佐	智	君
教	育	次	長	前	田	広	子	君
総	務 課	長補	佐	岡	本	幸	樹	君

議事日程

令和 5年 6月16日 午前10時00分 開議

1	報第	1	号	専決処分の報告について(令和5年3月31日専決)
				(令和4年度高取町一般会計補正予算(第8号))
2	報第	2	号	専決処分の報告について (令和5年5月1日専決)
				(令和5年度高取町一般会計補正予算(第1号))
3	報第	3	号	専決処分の報告について(令和5年3月31日専決)
				(高取町税条例等の一部改正について)
4	報第	4	号	専決処分の報告について(令和5年3月31日専決)
				(高取町国民健康保険税条例の一部改正について)
5	報第	5	号	繰越明許費繰越計算書の報告について
6	報第	6	号	高取町土地開発公社の経営状況について
7	議第	1	号	令和5年度高取町一般会計補正予算(第2号)
8	議第	2	号	令和5年度高取町学校給食特別会計補正予算(第1号)
9	議第	3	号	町道路線の廃止について
1 0	議会(常日	- 委員	会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長(新澤良文君) ただ今より本会議を再開いたします。本日の出席議員は、8 名中、8名でございますので、本会議は成立いたします。

それでは、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る6月12日に提案理由説明をお受けいたしております。各所管の委員会に付託しておりました案件につきまして、ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。なお、委員長報告は、委員会が開催された順にお受けいたします。

それでは、予算委員会のご報告をお受けいたします。谷本委員長、ご登壇願います。

[3番 谷本吉巳君 登壇]

- ○3番(谷本吉巳君) それでは、予算委員会からご報告をいたします。本委員会は、 去る6月13日、午前10時から、役場2階集会室におきまして、議員8名、並 びに理事者、管理職出席のもと、開催をいたしました。本委員会に付託を受けま した案件は、報第1号 専決処分の報告について(令和4年度高取町一般会計補 正予算(第8号))、報第2号 専決処分の報告について(令和5年度高取町一般会計補正予算(第1号))、報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について、 議第1号 令和5年度高取町一般会計補正予算(第2号)、及び議第2号 令和 5年度高取町学校給食特別会計補正予算(第1号)でございます。慎重に審議を いたしました結果、全議案を全会一致で承認いたしましたことを報告いたします。 以上、予算委員会からの報告といたします。
- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。次に、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。松本委員長、ご登壇願います。

〔4番 松本圭司君 登壇〕

○4番(松本圭司君) 総務経済建設委員会からご報告申し上げます。去る6月14日午前10時から、2階集会室において、委員8名全員出席のもと、開催いたしました。本定例会に付託されました議案のうち、本委員会に付託されました、4議案につきまして、慎重に審議いたしました。報第3号 専決処分の報告について(高取町税条例の一部改正について)、報第4号 専決処分の報告について(高取町国民健康保険税条例の一部改正について)、報第6号 高取町土地開発公社の経営状況について、議第3号 町道路線の廃止について、以上、4議案は、

全会一致で承認されました。以上で報告を終わります。

○議長(新澤良文君) ありがとうございました。次に、教育厚生委員会のご報告を お受けいたします。西川委員長、ご登壇願います。

〔2番 西川侑壱君 登壇〕

- ○2番(西川侑壱君) 教育厚生委員会からご報告申し上げます。去る6月15日1 0時より、役場2階集会室におきまして、委員8名全員出席のもと、教育厚生委 員会を開催いたしました。本定例会に付託された議案はありませんでしたので、 各課より報告事項について説明を受け、慎重に審議いたしましたことをご報告申 し上げます。以上です。
- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。以上をもちまして、各委員長報告を終了いたします。なお、委員長報告に対する質疑は行いません。各議案審議の中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。ただ今から、議事を進行いたしますが、議案書の朗読を省略 することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしとのことでございますので、省略いたします。あわせて、本定例会は常任委員会において、8名の委員の出席のもとに開催されております。付託案件の中で全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」の声起こる〕

○議長(新澤良文君) 異議なしとのことでございますので、提案どおり進めさせて いただきます。

それでは、日程第1 報第1号 専決処分の報告について(令和5年3月31日 専決)(令和4年度高取町一般会計補正予算(第8号))、を議題といたします。 上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございません か。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。

○議長 (新澤良文君) 次に、日程第2 報第2号 専決処分の報告について (令和

5年5月1日専決) (令和5年度高取町一般会計補正予算(第1号))、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第3 報第3号 専決処分の報告について(令和 5年3月31日専決)(高取町税条例の一部改正について)、を議題といたします。 上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございません か。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第4 報第4号 専決処分の報告について(令和 5年3月31日専決) (高取町国民健康保険税条例の一部改正について)を議題 といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第5 報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告に ついて、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。 ○議長(新澤良文君) 次に、日程第6 報第6号 高取町土地開発公社の経営状況 について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第7 議第1号 令和5年度高取町一般会計補正 予算(第2号)、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第8 議第2号 令和5年度高取町学校給食特別 会計補正予算(第1号)、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第9 議第3号 町道路線の廃止について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可 決されました。

- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第10 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について、を議題といたします。予算委員会委員長、総務経済建設委員会委員長、教育厚生委員長、及び議会運営委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
- ○議長(新澤良文君) お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、申出書 に記載の事項について、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出の とおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
- ○議長(新澤良文君) 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、全て 議了いたしました。

それでは、今定例会の閉会にあたり、中川町長より、ご挨拶をお受けいたします。 中川町長、ご登壇願います。

[町長 中川裕介君 登壇]

- ○町長(中川裕介君) 令和5年第2回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会で提案いたしました、令和5年度一般会計補正予算の専決処分など、報告案件6件、また、令和5年度一般会計補正予算など、議決案件3件、全部で9件でございます。終始熱心にご審議をいただきまして、全議案をご承認、ご議決いただきまして、心より御礼申し上げます。本会議、並びに各委員会の審議の過程で皆さまからいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重いたしまして、町政運営に反映するように努めてまいります。皆さまにおかれましては、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようにお願い申し上げまして、簡単でございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。これをもちまして、令和5年高取 町議会第2回定例会を閉会いたします。閉会。

午前10時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員